

---

---

豊橋田原ごみ処理施設  
整備・運営事業  
入札説明書等に関する質問に対する回答

---

---

令和4年1月6日

豊 橋 市

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1						契約書類の優先順位について、「入札説明書等に関する質疑回答(第1回)」、「入札説明書等に関する質疑回答(第2回)」及び「対面対話確認事項の回答」についての、取り扱いはどうなるかご教示願います。	基本契約書第4条第1項の規定のとおり、優先順位は、契約書類、質問回答書の順となります。なお、入札公告時に公表した各契約書類(案)と質問回答の間に齟齬がある場合には、契約協議時に契約書を修正したうえで特定事業契約を締結します。
2	1	第1章			入札説明書の位置付け	「令和3年9月3日に公表した『豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針に関する質問への回答』は、本事業に関する方針等を示したものである。」とありますが、その際に貴市が回答した内容は本入札に踏襲するものであり、その上で、実施方針回答と今回の公募資料一式の間で齟齬がある場合については、今回の公募資料に記載の内容が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	公募資料は、これまでの「実施方針」や「実施方針に関する質問への回答」等に基づき作成していますので、今回の公募資料の内容を基にしてください。
3	4	第2章	6		事業期間等	リサイクル施設の引渡しは「令和14年3月15日まで」、運営期間は「リサイクル施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで」とありますが、リサイクル施設の一部である粗大ごみ処理施設を焼却施設内に建設した場合には焼却施設と同時期の引渡となり、粗大ごみ処理施設の運営は焼却施設と同期間になると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	第2章	6		事業期間等	また上記の場合、事業者による提案であるため、粗大ごみ処理施設の維持管理費用について期間延長(運転開始時期の前倒し)による別途精算は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5	第2章	8	(1)②イ	運営業務	「余剰電力は、第三者に販売するものとし、」との記載がありますが、入札参加者に電力売買を取扱う部署が存在する場合は、第三者に該当しないため、その部署を活用した売電提案は認められないという理解でしょうか。その場合は、入札参加者の出資で構成される企業も同様の扱いと考えます。または、公平性の観点から事業提案において余剰電力に関しては「中部電力に売却する前提」等の条件指定をして頂きたいと存じます。	売電に係る提案は、特に求めていますませんが、落札者決定基準に基づき必要と考える場合については提案を妨げるものではありません。
6	7	第2章	10		事業者の募集・選定スケジュール(予定)	「入札提出書類の提出期限」は、「入札提出書類の提出日」と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	8	第3章	2		各業務を行う者の要件	契約時に必要な建設業法上の監理技術者は「代表企業」にあたる清掃施設工事業の監理技術者資格を有する者と解釈してよろしいでしょうか。	契約締結時点(現場着工前)においては、提案する体制に応じて配置が必要となる各監理技術者を専任で配置する必要はありませんが、本工事にあたって配置する各監理技術者は、契約締結後速やかに市に通知してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	8	第3章	2		各業務を行う者の要件	貴市が認めるやむを得ない事情により変更が妥当な場合においては、工期が多年に及ぶため、監理技術者の変更についてご協議いただけますでしょうか。	監理技術者の工期途中での変更は、必要最小限とする必要がありますが、協議には応じます。
9	8	第3章	2		各業務を行う者の要件	実施方針の質疑回答No.8から、「誓約書の提出でも可能なよう検討します」とございました。よって、入札参加資格確認申請において、監理技術者の提出を求められている該当部分につきましては、担当する構成企業の代表者印を押印した誓約書の提出をもって、要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	「様式第6号 添付資料」に基づき、配置予定の監理技術者についての書類を提出してください。
10	9	第3章	2		各業務を行う者の要件	建築物の設計・建設を行う者及び既存施設の解体撤去を行う者を代表企業の一次下請けで起用する場合、「本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者証を有する者を専任で配置」、「既存施設の解体工事に必要な監理技術者証を有する者を専任で配置」と記載がありますが、これらは監理技術者証を有する人材を意味し、主任技術者として専任で配置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	9	第3章	2	(1) ③	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	本施設の建築工事の有資格者と解体工事の有資格者は同一の者、もしくは各々の専任のどちらでもよろしいでしょうか。	法令等を遵守することを条件に提案を可とします。
12	9	第3章	2		各業務を行う者の要件	建築物の設計・建設を行う者及び既存施設の解体撤去を行う者を、代表企業の一次下請けで起用する場合、監理技術者資格者証を有する者の主任技術者としての専任配置は、それぞれの工事の現地着工から竣工（部分引渡含む）までと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	9	第3章	2	(1) ③	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	本事業が長期間であるため、配置予定の監理技術者を入札参加資格申請時の配置予定者から変更することは可能でしょうか。	原則、入札参加申請時の配置予定者を配置する必要があります。ただし、理由に応じて変更を認める場合があります。
14	9	第3章	2	(2) ② イ	ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	イについて、本事業は設計・建設期間が非常に長く、入札時に資格者を確定させることが難しいため、候補となる複数の監理技術者を提示することをお認め頂けないでしょうか。また、本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件及び既存施設の解体撤去を行なう者の要件についても、同様の取り扱いをお認め頂けないでしょうか。	(1)から(3)の各項の要件に示す監理技術者は、参加資格審査申請時には、複数の監理技術者（候補者）の提示を認めます。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	9	第3章	2	(2)①イ	ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	イについて、本事業は設計・建設期間が長期及び多岐にわたりますので、工事期間中の監理技術者は、工事進捗状況に合わせて切替も含め配置することをお認め頂けないでしょうか。また、本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件及び既存施設の解体撤去を行う者の要件についても、同様の取り扱いをお認め頂けないでしょうか。	質問No.13及び14の回答を参照してください。
16	9,10	第3章	2	(1),(2),(3)	各業務を行う者の要件	「市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の…(中略)…の総合評定値〇〇〇点以上であること」とありますが、経審の更新は毎年行われるため、現状最新のものと、貴市に指名参加をした時点における点数が必ずしも一致していないケースがございます。つきましては、参加要件の点数を上回っていることを前提に経審の最新版を提出することで要件は満たしているものと理解してよろしいでしょうか。	市にて指名参加登録時点の総合評定値を確認するため、改めての資料提出は不要です。
17	10	第3章	2	(3)②	既存施設の解体撤去を行う者の要件	本事業が長期間であるため、配置予定の監理技術者を入札参加資格申請時の者から変更することは可能でしょうか。	質問No.13の回答を参照してください。
18	10	第3章	2	(3)④	既存施設の解体撤去を行う者の要件	「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成26年1月10日付基発0110第1号)に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること」とありますが、平成26年の改正以降に受注し、工事が完了した案件となると期間が短いため、実績をお示しすることが困難です。本要綱が施行された平成13年以降に受注し、本要綱に従い完工した案件を実績としてお認めいただけないでしょうか。	「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成26年1月10日付基発0110第1号)に加え、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年4月25日付け基発第401号の2)に基づく廃棄物を対象とした施設の解体実績についても認めるものとします。
19	11	第3章	3	(2)	構成企業の制限	「市の最新の建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者」とありますが、参加資格審査申請書類及び入札説明書等に当該受付簿の写し等の提出は記載がありません。当該受付簿の写し等の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	11	第3章	3	(2)	構成企業の制限	市の最新の建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者は入札参加者の構成企業になることはできないとされています。建設工事ではなく、運営段階でSPCから運営業務の一部や用役資材の調達を担う企業について、入札参加資格申請受付簿への登録が無い場合でも構成企業に加わることをお認め頂けないでしょうか。	入札参加資格者名簿登録は、「建設工事・建設コンサルタント等業務」又は「物品の買入れ・委託業務等」のいずれかに登録されていれば、構成企業となることができます。
21	13	第3章	6	(2)③	留意事項	入札価格が入札書比較価格を超える場合、市は入札参加者を失格とするとあります。入札書比較価格を超えない入札がなく落札者が決定しなかった場合には、再入札になるのでしょうか。その際に、失格となった入札参加者は再入札への参加が可能でしょうか。また、再入札の場合、債務負担行為の金額見直しはされるのでしょうか。	そのような場合には、再入札となりますが、再入札に当たっての条件等は未定です。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	15	第4章	2	(4)②	不公正入札	田原市様にも損害が発生するものと考えられますが、本事業においては貴市からの請求に田原市様に発生した損害も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	15	第4章	2	(4)②	不公正入札	本項のア、才及びエの適用は、本入札に関する場合に限定していただけないでしょうか。建設工事請負契約及び運營業務委託契約においては、特定事業契約締結後に入札説明書本項のア、才及びエに該当する事象が発生した場合、ペナルティ又は解除の対象となりますが、両契約においては本入札に関する事象に限定されているため、お聞きする次第です。	入札説明書のとおりです。
24	17	第5章	1	(3)	入札説明書等に関する質問受付	「第2回の質問では、対面的対話の対象としたい確認事項以外の質問がある場合に提出するものとする。」とありますが、第1回の質問提出以降に新たに生じた質問や、第1回質問に対する回答を受けての更なる質問等を提出可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	18	第5章	1	(6)	参加資格審査結果の通知	「令和4年1月21日(金)付(予定)で郵送による通知」とありますが、1月21日は貴市からの通知の到着予定日と考えて宜しいでしょうか。	発送予定日です。
26	23	第6章	3		提案書、施設計画に係る提案概要の電子データ	電子データ(CD-R等)の提出部数が3部となっており、「正本及び副本それぞれのデータを含むものとする」とありますが、正本データ×2部、副本データ×1部ではなく、正本と副本両方のデータ一式を保存したCD-R等を3部作成すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	23	第6章	3		提案書、施設計画に係る提案概要の電子データ	CD-R等の表面には受付グループ名を表記すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	25	第6章	3	(4)③イ	動線計画図	「西工場棟の跡地との往來を含めた提案とすること」とありますが、敷地南側からの往來が可能であれば、北側の往來は不要と考えても宜しいでしょうか。	施設の運営に支障が無いよう、西工場棟跡地との往來が可能なよう提案ください。南側のみ、北側のみ、南側及び北側からの往來については、提案によるものと考えます。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	25	第6章	3	(4)ウ	既設既存の解体工事	煙突解体工法とありますが、煙道の解体方法が分かる資料を提出するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	26	第6章	3	(4)③ケ	建築一般図	各階平面図及び断面図については、ウ各階機器配置図及びエ機器配置断面図と図面内容が同じであるため、兼用することを可としていただけないでしょうか。	兼用することを可とします。
31	26	第6章	3	(4)③ケ	建築一般図	③ケ 建築一般図は、立面図も提示するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	26	第6章	3	(4)③シ	建築面積表	③シ 建築面積表(各室床面積)は、コ 建築仕上げ表に明記してもよろしいでしょうか。	仕上げ表とは別に建築面積表を作成してください。
33	26	第6章	3	(4)③シ	建築面積表	③シ 建築面積表は、建築面積および延床面積も明記するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	27	第7章	2		参加資格審査申請時の提出書類	「参加資格審査申請書(様式第6号)を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。」とありますが、同日に提出することになっております様式3号、4号及び様式5号(必要に応じて)は別途ファイルにとじ込み、参加資格審査申請書関係書類とは別にご提出するものと理解してよろしいでしょうか。その場合、ファイリングについて「様式3～5」、「様式6～9」ファイルを分けさせていただきます。もしくは、これら書類を様式6号を表紙として、様式番号を前後させて一つにファイリングすることをお求めでしょうか。	「様式3～9」を様式順に綴じて一つのファイリングで提出してください。
35	27	第7章	2		参加資格審査申請時の提出書類	提出書類はファイル綴じとし、ファイリングの仕方は任意の方法として宜しいでしょうか。	任意とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
36	27	第7章	4	(2)	提案書	施設設計図書等、A3を折り込む場合は、折り込んだ際に中央付近になるように通し番号を配置してもよろしいでしょうか。	通し番号の位置は、中央付近で構いません。
37	27	第7章	4	(3)	提案書	添付資料については、入札説明書27頁第7章4提案書(1)に記載の提案図書と同じ1冊にまとめてもよろしいでしょうか。	添付資料及び提案図書概要版を提案図書と同じ1冊にまとめることを可とします。
38	29	第7章	6	(2)②	保険	建物総合損害共済以外に、貴市にて加入予定の保険等がございましたらご教示願います。事業者にて付保する保険との重複契約を防ぐため、その補填内容(付保対象、付保期間等)をお示しいただきますようお願いいたします。	建物総合損害共済以外に、市で加入予定の保険等はありません。
39	29	第7章	6	(2)②	保険	「事業者を付保する保険金」とありますが、「事業者を共同被保険者とする保険金」との理解でよろしいでしょうか。	「事業者が付保する保険金」の誤りです。
40	29	第7章	6	(5)	電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について	「入札時における買電に係る電力料金(基本料金、買電等)の算定においては、中部電力パワーグリッド株式会社との契約とし、令和3年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。」とありますが、買電については、ご指定の電力会社よりも経済性のある選択肢がある場合がございます。つきましては事業者の提案も可とさせていただけないでしょうか。	提案を不可とします。 併せて、質問No.42の回答を参照してください。
41	29	第7章	6	(5)	電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について	入札時における買電に係る電気料金の算定においては、中部電力パワーグリッド(株)との契約とし、とありますが、これは入札時の競争条件の統一が目的と理解します。事業実施時に貴市ご指定の電気事業者よりも安価な買電先に切り替える場合には、買電単価の差額について貴市とSPCとの委託料を精算するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて、質問No.42の回答を参照してください。
42	29	第7章	6	(5)	電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について	「中部電力パワーグリッド株式会社との契約とし、」とありますが、「中部電力ミライズ株式会社との契約とし、」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
43	29	第7章	6	(5)	電力係る契約の締結者及び電力料金の算定について	買電は中部電力パワーグリッド株式会社と契約することとされていますが、中部電力パワーグリッド株式会社は送配電事業者のため買電の契約は出来ないものと思料いたします。買電を契約できる小売電気事業者は中部電力ミライズ株式会社を指していらっしゃいますか。	質問No.42の回答を参照してください。
44	30	第8章	(2)	①	雇用等への配慮	豊橋市内及び田原市内の人材雇用であることを証するのは、電気・水道等の公共料金支払証で宜しいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所(個人情報)の開示に触れる可能性が高いため伺います。	具体的な確認方法は、特定事業契約を締結した事業者と協議のうえ決定します。
45	30	第8章	(4)	②	市の帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	事業者側に瑕疵がない状況において、契約前並びに契約後に主灰資源化業務に関わる自治体間協議等が不調となり事業継続が困難となった場合、予定されていた資源化物の処理責任は貴市にあるという理解でよろしいでしょうか。事業者としては、最大限資源化先を提案いたします。	ご質問のような事態に至った事由によって、判断は異なると考えます。
46	35	別紙2			本事業の事業スキーム例	スキーム図にて、運営事業者(SPC:特別目的会社)から出資を行う構成員の建設事業者及び運営業務担当企業に対し配当がなされる図となっておりますが、運営事業者から構成員への配当の実施有無や方法等については、事業者にて任意に決めるものであり、必須事項ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	36	別紙3			本事業における主な役割分担	ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、受入れ業務に起因する設備の損傷や修繕費の増加等については貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	受入業務のみに起因することが明らかな場合には、お見込みのとおりですが、事業者においても、善良なる管理者の注意義務をもって処理不適物等の混入防止と排除を行う義務があります。増加費用等の負担については、運営業務委託契約書第22条も参照してください。
48	36	別紙3			本事業における主な役割分担	豊橋市単独施設において、事業者の業務所掌範囲に起因する設備の損傷や修繕費用の増加等のみ事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の役割となっている業務にかかる費用は事業者の負担となります。
49	36	別紙3			本事業における主な役割分担	1. 設計・建設業務の調査・設計業務のうち許認可申請等は、事業者(必要な手続きは市が行う)となっておりますが、許認可申請等の実施主体は貴市であり、事業者は手続きに必要な書類の作成等の協力を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	36	別紙3			本事業における主な役割分担	見学者対応、住民対応は市・事業者となっておりますが、見学者対応については貴市が見学受付、見学時の説明対応の主体であって、事業者は必要に応じ協力するという理解でよろしいでしょうか。また、住民対応についても、事業者は必要に応じ貴市に協力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の要請に応じて協力してください。
51	38	別紙4	1		入札書の提出封筒について	封筒への印字事項については、代表者名を追記することとし、以下の通りとさせていただきますでしょうか。 〇〇〇グループ 代表企業 住所 商号又は名称 代表者名 印	代表者名を追記しても構いません。
52	39	別紙4	2		様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3の提出用封筒について	封筒への印字事項については、代表者名を追記することとし、以下の通りとさせていただきますでしょうか。 〇〇〇グループ 代表企業 住所 商号又は名称 代表者名 印	質問No.51の回答を参照してください。
53	41	別紙5	(2)	①	ごみ焼却施設運営業務委託料の算定方法 ①インセンティブフィー	貴市が現在契約されている非FIT売電単価、FIT売電単価を参考情報としてご教授いただけないでしょうか。	現在の売電単価(税抜)は以下のとおりです。 非FIT売電単価(季時別時間帯別) 重負荷時間帯 : 14.76円/kW 昼間時間帯 : 8.36円/kW その他時間帯 : 6.11円/kW FIT売電単価 : 17.00円/kW
54	44	別紙5	3	(2)②	リサイクル施設運営業務委託料の支払方法	「施設の引渡しが令和14年3月15日以前となる提案の場合には、引渡しの日を支払いの起算日として、下記の支払いに係る期間に基づく必要な回数を加える。」とありますが、リサイクル施設運営業務委託料の総額は入札時と変わらず、支払い回数のみが増えるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	44	別紙5	3	(2)②	リサイクル施設運営業務委託料の支払方法	施設の引渡しが令和14年3月15日以前となる提案の場合には、引渡しの日を支払いの起算日として、下記の支払いに係る期間に基づく必要な回数を加える。と記載がありますが、工程短縮等の事業者の工夫により、第2期工事の竣工が前倒しを検討した事業者の維持管理費が高く見積ることになり、公平性に欠けると思料します。 第2期工事の竣工時期に関わらず、リサイクル施設の維持管理費は「65回(16年間×年4回+令和14年3月度1回)」で見積提示させて頂くことをご検討願います。	入札価格については、リサイクル施設運営業務委託料は、事業者提案による引渡しの日から令和30年3月31日までの期間の金額を計上してください。
56	46	別紙5	4	(1)①	設計・建設業務に係る対価	「市は国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議する」とありますが、平成26年1月30日に国土交通省より通達のありました「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」の通達に基づいて、作成された建設工事請負契約書であることから、本工事においては、ただし書きに問わず、工事請負契約書第25条第6項については運用がなされるものと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書のとおり、建設工事請負契約書によります。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
57	46	別紙5	4	(1) ①	設計・建設業務に係る対価	「国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で事業者から申出等があった場合」とありますが、スライド条項の適切な設定・活用(契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用)については、国の基本方針であると考えられるため、特段の通達等によらずにスライド条項は適用できると理解してよろしいでしょうか。	特段の通達等によらず、建設工事請負契約に基づきスライド条項の適用は可能です。
58	47	別紙5	4	(1) ②	運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価	区分:主灰等資源化業務委託料Fにおける主灰等の資源化に係る費用の指標に「電力費」「都市ガス」を加えて頂くことは可能でしょうか。	指標の追加提案は可能です。ただし、提案された指標の採用可否は、落札者との契約協議の中で判断します。
59	47	別紙5	4	(1) ②	運營業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価	電気基本料金、水道基本料金については、「市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する」とありますが、電気基本料金については入札説明書別紙6に基づき変更が為されるという理解でよろしいでしょうか。	物価変動に伴う変更の場合は、別紙6、No.3Iに記載のとおり、別紙5に基づきます。
60	50	別紙7	1		運営期間中の業務水準低下に関する措置	改善措置及び減額措置を並行して実施とありますが、業務の改善についての措置における改善勧告(1回目)後の随時モニタリングにて改善予定期限までに改善が確認された場合は、運營業務に係る対価の減額はなされないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	53	別紙7	3	(3) ①	レベルの認定(レベル3)	「事業者の提案と異なる利用方法」とありますが、スラグ・メタル、回収金属に関して、提案書にて具体的な利用先、利用方法をお示しする、という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、副本では、具体的な利用先について、企業名等がわかる記載は行わないこと。
62	55	別紙7	4	(2)	主灰等発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	主灰等発生量未達時の減額措置に関して、超過発生した主灰を資源化した場合でも本減額措置は適用されると考えてよろしいでしょうか。また、主灰等の処分等単価は、主灰等運搬業務委託料および主灰等資源化業務委託料に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
63	55	別紙7	4	(3)	主灰等、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合に係る減額等の措置	「事業者が主灰等、スラグ・メタル、回収金属のいずれかを処分した場合には、有効利用の未達成として、次の算定式による金額を未達成が発生した事業年度の第4四半期に係るごみ焼却施設の運營業務委託料から減額する。」とありますが、要求水準書P12Iには「主灰から選別した磁性物(焼き鉄)の資源化が困難な場合は、事業者が処分を行う。また、外部資源化の受け入れ条件によって、磁性物の選別処理装置の設置は提案による」とあります。ごみ処理施設に選別処理装置を設置せず、万が一主灰等に磁性物が含まれる場合には資源化施設にて適切に処理処分する場合、このペナルティ条項は対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
64	55	別紙7	4	(3)	主灰等、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合に係る減額等の措置	本項での減額措置は、(2)主灰等発生量の未達成の場合に係る減額等措置とは別に適用されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、主灰の実発生量が10%以上増加した上に有効利用が出来なかった場合は、(2)と(3)の両方の減額措置が適用となるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	55	別紙7	4	(3)	主灰等、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合に係る減額等の措置	左記項においては、主灰等やスラグ・メタルに加え、主灰中の金属を回収し有効利用することが前提とお見受けしました。 一方、要求水準書P73において、磁選機及び磁性物貯留装置が「必要に応じて」との記載があります。 主灰中の金属回収に関する、貴市の方針をご教示願います。	主灰中に含まれる金属の扱いは、要求水準書P12に示すとおりです。磁性物の選別処理装置の設置は、外部資源化施設の受入条件によって提案としています。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1	3	(3)	設計・施工及び運営上の重点配慮事項	本工事期間中の既存施設や完成後の新ごみ処理施設への一般見学者(小学生など)の来場は無いものと考えてよろしいでしょうか。 ただし、工事視察を目的とした行政視察は除きます。	お見込みのとおりです。
2	7	第1	3	(3)	ア 市民の生活を守る安全・安心で安定した稼働ができる施設関連 (7)	既存施設の機能を維持する上で必要な仮設、移転及び改修を準備工事で実施しますが、移設後の機能確認は貴市にて実施して頂けないでしょうか。 例えば、既設の計量ポストを仮設計量棟に移設する際に、移設に伴う工事は事業者側で対応しますが、移設後の試運転(性能確認)は、貴市が実施して頂き、事業者は試運転に協力する認識です。	試運転は、建設事業者の所掌にて実施するものとします。 なお、建設事業者は、合わせて市職員に対し、教育訓練を実施するものとします。
3	9	第2	1	(1)	ア 建設用地の概要 イ 敷地の範囲と建設用地	「添付資料2 配置平面図(標準案)」とありますが、「添付資料3 所掌区分図(標準案)」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	敷地の範囲等は、「添付資料3 所掌区分図(標準案)」にて確認してください。なお、所掌区分図に誤記がありますので修正した所掌区分図を別途提示します。
4	9	第2	1	(1)	イ 敷地の範囲と建設用地	「市が所有する敷地の範囲及び設計・建設業務の建設用地は「添付資料2 配置平面図(標準案)の赤い実線で示す範囲である。」とありますが、赤い実線の表示がございません。表示をお願いいたします。また、敷地境界線は建設用地と同じ範囲と考えてよろしいでしょうか。	質問No.3の回答を参照してください。
5	9	第2	1	(1)	イ 敷地の範囲と建設用地	建設用地は添付資料3の赤枠範囲内と認識しておりますが、騒音・振動を測定する境界は、環境影響評価にも記載のある敷地南側にある調整池等を含めた範囲で考えて宜しいでしょうか。	騒音・振動を測定する境界は、環境影響評価にも記載のある敷地南側にある調整池等を含めた範囲とします。
6	9	第2	1	(1)	ウ 計画地盤高	「計画地盤高は、FH32mを基本とするが、傾斜高低地盤の有効活用、ごみピット等の掘削残土を極力場内利用することや外構(舗装)等を考慮し、提案を可とする」とありますが、既存工場のGLは既存図から32.85mと読み取れる図面がございます。計画GLは32.85mと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	9	第2	1	(1)	ウ 計画地盤高	「計画地盤高は、FH32mを基本とするが、傾斜高低地盤の有効活用、ごみピット等の掘削残土を極力場内利用することや外構(舗装)等を考慮し、提案を可とする」とあり、敷地内の各所で切土及び盛土工事が発生しますが、都市計画法第34条の1の適用により「開発許可」は不要と考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条第3項の規定により、開発許可は不要です。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	9	第2	1	(1)	エ 地質	「建設用地の地質は「添付資料4 ポーリング柱状図」に示すとおりである。」とあります。事業者が実施設計期間中に実施した追加調査結果が、添付資料4の柱状図と大きく異なる場合、費用・工程等について別途協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	9	第2	1	(1)	オ(キ)緑地面積率	緑地面積率は25%を20%以上と読み替えてよろしいでしょうか。工場立地法において市街化調整区域の緑地面積率は、平成29年4月1日から20%以上に緩和されており、環境施設面積率は25%以上です。 貴市:工場立地法HP <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/7262.htm">https://www.city.toyohashi.lg.jp/7262.htm</a>	お見込みのとおりです。
10	9	第2	1	(1)	オ(キ)緑地面積率	「(キ)緑地面積率25%以上」とありますが、西工場解体撤去後の跡地を含む建設用地全体に適用される緑地率と考えてよろしいでしょうか。新ごみ焼却処理施設建設前の工場立地法の届出では、西工場解体後の緑地率を示せないため、届出受理に関して関係課の了承が必要となります。	西工場解体撤去前の建設用地全体に適用されます。なお、面積の考え方については、質問No.9の回答を参照してください。
11	9	第2	1	(1)	オ(キ)緑地面積率	第2期工事後の西工場棟が残置されている状態では、緑地面積率25%を遵守することは難しいと考えます。事業者側が実用面を考慮した上で、最大限の緑地面積を確保する計画で宜しいでしょうか。	質問No.9、No.10の回答を参照してください。
12	9	第2	1	(1)	オ(ケ)日影規制	「建築基準法による規制あり」とありますが、豊橋市建設部建築指導課発行のマイホームガイドP.13の市街化調整区域欄の測定面(4m)と規制時間(4時間・2.5時間)が適用されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	9	第2	1	(1)	カ(ア)電気	「アクセス線引込工事及び系統連系に係る工事負担金については建設事業者の負担とし」とありますが、工事負担金については令和3年3月に実施された見積等調査にてご指定のあった金額(112,000千円)を想定して入札するものとし、増減があった場合には本契約後に実費精算とさせていただけないでしょうか。	現在、接続検討を行っており、結果を3月中旬までに提示します。
14	9	第2	1	(1)	カ(ア)電気	2021年4月アンケートでご回答いただいておりますが 「アクセス線引込工事及び系統連系に係る工事負担金については建設事業者の負担」について、ご提示いただいた工事負担金の金額の変更はございませんでしょうか。また、提示金額から増減が発生した場合に精算頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.13の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	9	第2	1	(1)	カ(ア)電気	事業者は本計画を踏まえ、既存引込鉄塔に近接して、工事(建築工事、切土・盛土工事、重機作業等)を実施します。 入札時に想定する建設条件等が、接続検討の回答次第によって、大きく変更となる場合は、実施設計時にその対応を協議いただくことでよろしいでしょうか。	質問No.13の回答を参照してください。なお、接続検討の回答により、大きく変更となる場合は、契約締結後に対応を協議します。
16	9	第2	1	(1)	カ(ア)電気	送配電事業者(中部電力パワーグリッド株式会社)が送配電網の電力需給バランス等から、本施設の発電抑制、停止等を要請してくる可能性があります。こうした要請への対応で生じるリスク(事業者の提案売電量未達)、費用増(非常用発電機による発電)は貴市がご負担いただけないでしょうか。	要請への対応で生じるリスク(事業者の提案売電量未達)は配慮します。なお、非常用発電機による発電により、著しい費用増があった場合は、協議を行います。
17	9	第2	1	(1)	カ(イ)用水	上水の引込み等に係わる工事負担金は建設事業者負担とされていますが工事負担金の金額をご提示頂けないでしょうか。また、ご提示額から増減が生じた場合は、御精算をお願いいたします。	上水の引込工事に係る負担金の詳細は、市HPを確認してください。
18	10	第2	1	(1)	カ(ウ)排水	「雨水排水は、構内雨水集排水設備を通じて、雨水取合柵に接合し、調整池への放流とする(詳細は、「添付資料6 施設周辺設備の現況と取り合い」、「添付資料7 雨水排水」参照。)」とありますが、本文で述べられた接合すべき雨水取合柵の位置はどこかご教示願います。 また可能でしたら、雨水取合柵の詳細や調整池への放流ルートに関しても、情報をご教示いただけないでしょうか。	別途提示します。
19	11	第2	1	(2)	イ(エ)建設工事に係る各種調査・対策	「a 土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染調査・対策・手続き」が事業者の業務範囲とされていますが、「対策」は調査によって確認される汚染状況(土壌の汚染物の土壌からの溶出・含有の程度)により計画をおこなうため、現段階では土壌汚染がない条件での工事計画を行い、「対策」は事業開始後に行う調査結果により計画し、それにかかる工期・費用は協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	対策に係る工期及び費用については、協議を行います。
20	11	第2	1	(2)	イ(エ)建設工事に係る各種調査・対策	「c 微量PCB含有のおそれのあるコンデンサ等電気機器類の調査・一時保管」が事業者の業務範囲とされていますが、事業者ではPCB含有機器の保管はできません。表2-60(201頁)の番号14の通り、撤去後、貴市に引き渡すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。PCBが含有していた場合は、市が指定する一時保管場所への運搬までを事業者にて行うものとします。 併せて、質問No.160の回答を参照してください。
21	12	第2	1	(2)	ウ(ア) g 特高開閉所 (特高変圧器を含む)	「ごみ焼却施設と合棟とする。」と記載されていますが、P156 5電気計装設備工事(1)電気設備 ア電気設備の基本方針(イ)「…なお、既設特別高圧受変電所の建屋を流用する場合は、…」との記載もあるので、既設特高受変電所を流用できるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて、質問No.22の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	12	第2	1	(2)	ウ (ア) g特高開閉所 (特高変圧器を含む)	特高開閉所は「ごみ焼却施設との合棟とする。」とありますが、5(1)ア(イ)の内容に従い、既設特別高圧受電設備を撤去し本施設の特別高圧受電設備を設置する計画でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 併せて、質問No.21の回答を参照してください。
23	14	第2	1	(2)	ウ (ウ) d (a) i)粗大ごみ処理ライン	オイルヒーター、石油ストーブから抜き取った灯油類の処理方法についてご教示願います。	ウエス等にしみこませた後、焼却処分してください。
24	16	第2	1	(2)	エ (オ) b 既存施設残置廃棄物の撤去	「既存施設内の不要備品、残置ごみ、灰、薬品等を解体対象施設の除染・解体前に撤去する」とありますが、残置物の種類、量等をご教示ください。	貴社の経験から種類・量等を想定し、適切な費用を見込んでください。
25	16	第2	1	(2)	エ (オ) b 既存施設残置廃棄物の撤去	「既存施設内の不要備品、残置ごみ、灰、薬品等を解体対象施設の除染・解体前に撤去する。」とありますが、残置された備品に関しては、『H26.2.3 付環産廃発第 1402031「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」の通知』に即し、建設廃棄物に該当せず、貴市既存処理施設への横持、運搬のみと理解してよろしいでしょうか。	市既存施設にて処理可能なものについては、お見込みのとおりです。
26	16	第2	1	(2)	エ (オ) f 環境影響評価書の遵守	「東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書を遵守する」とありますが、環境影響評価書の発行時期をご提示願います。	令和4年3月下旬以降を予定しています。 なお、現時点では環境影響評価準備書を市HPで公表しています。 併せて、No.27の回答を参照してください。
27	16	第2	1	(2)	エ (オ) f 環境影響評価書の遵守	「豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書を遵守する」とありますが、環境影響評価書は施設配置計画の見直しに伴い今後修正されると察します。修正後の環境影響評価書に基づく場合、措置に差異を確認した場合は、別途精算して頂けると理解しますがよろしいでしょうか。	環境影響評価書の修正により、措置に大きな変更が生じた場合は、協議を行います。
28	16	第2	1	(2)	エ (オ) f 環境影響評価書の遵守 (d)	(d)地下水位・地下水質の定期的なモニタリングについて、観測井の箇所数及び検査回数や分析項目をご教示ください。	工事の支障とならない場所に観測井を1か所設け、第1期工事期間中及び第2期工事期間中に各1回検査を行ってください。分析項目は環境影響評価で調査した項目とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	17	第2	1	(2)	エ(オ)j ホームページの開設	「工事の進捗状況を空撮や定点撮影」とありますが、空撮にはドローンを採用できるものと考えてよろしいでしょうか	法令等を遵守することを条件に、お見込みのとおりです。
30	17	第2	1	(2)	エ(オ)m 法定資格者の配置	「本施設の設計・建設業務期間中に必要な次の資格者は、運営事業者に所属する資格者を配置する。」とありますが、設計・建設業務期間中においては建設事業者に所属する資格者の配置をお認め頂けないでしょうか。これにより設計・建設期間中に必要な運営事業者の会社維持に要する費用を低減することができます。	運営時においても、運営開始後しばらくは当該担当として運営業務に携わる場合には、提案を可とします。
31	17	第2	1	(2)	エ(オ)m 法定資格者の配置(a)	第2種電気主任技術者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。また、建設期間中は、建設事業者に所属する資格者の配置を可として頂けないでしょうか。	前段：免状の交付を受けた主任技術者を想定しています。 後段：質問No.30の回答を参照してください。
32	17	第2	1	(2)	エ(オ)m 法定資格者の配置(b)	第2種ボイラ・タービン主任技術者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。また、建設期間中は、建設事業者に所属する資格者の配置を可として頂けないでしょうか。	前段：質問No.31の回答を参照してください。 後段：質問No.30の回答を参照してください。
33	17	第2	1	(2)	エ(オ)o 建物内備品等の調達	（オ）o 建物内の備品、什器及び物品は、市が調達するものを除き全て運営事業者の所掌とし、とありますが、貴市が調達されるのは、豊橋市単独施設、管理棟、計量棟の備品、什器及び物品との理解でよろしいでしょうか。	市は豊橋市単独施設、管理棟、計量棟の備品、什器及び物品と合わせて、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設のプラントホームで使用する重機を調達します。ただし、初期納入の業務用品（計量棟のレジスター、伝票等）は除きます。なお、その他環境学習などに使用する什器及び備品類の初期納入については、提案を可とします。
34	18	第2	1	(3)	ア(カ)防疫品等	小動物が含まれておりますが、小動物が搬入される頻度(曜日・時間帯)・量・容器サイズをご提示願います。また冷蔵庫は本施設内に設置しない計画で問題ないでしょうか。	前段：別途提示します。 後段：お見込みのとおりです。
35	18	第2	1	(3)	イ 計画処理量 表2-1	表2-1に令和9年度のごみ焼却施設の計画処理量が提示されており、添付資料12の年度別計画搬入量の表にも令和9年度が1年目と記載されていますが、運営開始年度は令和10年度のため、様式第15号以降に記載する運営費等は令和10年度を1年目として記載することでよろしいでしょうか。	令和9年度内の竣工となるため、(最小では2週間程度となりますが)運営開始1年目は令和9年度としてください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
36	22	第2	1	(3)	ス(イ) a 排水基準	プラント排水とありますが、放流する場合の放流水との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	28	第2	1	(4)	イ 計画処理量 表2-20	表2-20にご提示の粗大ごみ施設の計画処理量は、添付資料12の年度別計画搬入量の表の令和13年度の処理量と史料します。運営開始年度は令和14年度のため、様式第15号以降に記載する運営費等は令和14年度を1年目として記載することよろしいでしょうか。	令和13年度内の竣工となるため、(最小では2週間程度となりますが)運営開始1年目は令和13年度としてください。
38	30	第2	1	(4)	ク 資源物等場外搬出車両 表2-23	剪定チップの搬出車 軽トラック、トラックと記載されていますが、最大車両は、4トラックにて計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	31	第2	1	(4)	コ(イ)搬入日	「年末・年始やゴールデンウィーク時は、平常時の倍以上の搬入台数となる。」とのことですが、繁忙期のリサイクル施設の搬入車両台数を具体的にご教示頂けないでしょうか。	別途提示します。
40	32	第2	1	(4)	サ 主要設備方式 表2-26	豊橋市単独施設の電気計装設備の項目において、「オペレータコンソールにてPLCを基本としたシステム」とありますが、豊橋市単独施設の設備構成ではPLCを用いるような制御を行う設備ではないため、本項目は必要に応じて設置との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	33	第2	1	(5)	ア 関連する法令の遵守	本事業の設計・建設は長期かつ多岐にわたるため、計画通知やその他申請・届出等を複数回提出することになり、実施設計および貴市への承諾申請は複数年に分割して実施するものと考えます。 設計時期が契約後、数年経過後になる建物等があるため、その間に法改正や基準の改正が予想されますが、これにより契約時の法・基準に従った場合に比べ、著しく建設費や工程が増大する場合、その費用や工期について別途協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書の法令変更の条項に基づき対応します。
42	34	第2	1	(5)	イ 関連する基準・規格等の遵守	「本施設の設計及び建設に関して、準拠又は遵守する基準・規格等(最新版に準拠)は次のとおりとする。」とありますが、入札公告時点の基準・規格等が最新版として取扱われるものとして考えてよろしいでしょうか。	建設当初は、お見込みのとおりです。 その後の法令等の変更により、準拠すべき基準等が変更となった場合の対応は、質問No.41の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
43	34	第2	1	(5)	イ 関連する基準・規格等の遵守 (ウ)	清掃工場の構造体は「官庁施設の総合耐震計基準及び同解説」のⅡ類(重要度係数1.25)に位置づけられており、「建築構造設計基準」(P58掲載)によるとⅡ類の場合には原則として杭基礎の2次設計を行うと記載されています。原則として行うとは記載されていますが、大規模な災害が多発する昨今の事情も踏まえて、杭基礎の2次設計は軸力への考慮のみではなく鉛直方向及び水平方向のそれぞれに対して行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	36	第2	1	(6)	ク 工事 (エ)	「建設工事に際しては、原則工事週休2日制(現場閉所)とする。」とのことですが、市様の承諾があれば部分的に休日に工事を実施してもよろしいでしょうか。	法令等を遵守することを条件に、お見込みのとおりです。
45	38	第2	1	(6)	ス 試運転 (イ)	「建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において…。試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、ごみ焼却施設で原則180日程度、リサイクル施設で原則30日程度とする。」とありますが、試運転の開始は、受電時と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	39	第2	1	(6)	ス 試運転 (オ)	(オ)本施設の試運転について ・試運転中の計量業務、ごみ焼却施設及び破碎処理施設のプラットフォーム受入対応は貴市運転員にて行っていただくとの理解でよろしいでしょうか。 ・豊橋市単独施設の試運転において、処理物の投入ならびに処理後の搬出は貴市運転員にて行っていただくとの理解でよろしいでしょうか。	試運転は、建設事業者の所掌にて実施するものとします。 なお、建設事業者は、併せて市職員に対し、教育訓練を実施するものとします。
47	39	第2	1	(6)	ス 試運転 (キ)	試運転における負荷運転開始後、全量ごみ処理を行うと記載がありますが、試運転中は営業運転と異なり、設備の正常稼働の確認が主目的のため、長期連続運転を行わず、定期的に炉を停止します。その為、試運転計画に応じた新工場棟へのごみ搬入量をお認め願います。	要求水準書に記載した条件を踏まえた試運転計画をご提案ください。ただし、全量ごみ処理が原則となります。
48	40	第2	1	(6)	ソ 保険への加入 (ア)	火災保険に加入することが規定されていますが、火災保険を付保した場合と同じ項目がカバーされる場合は、組立保険を付保することをお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
49	40	第2	1	(6)	ソ 保険への加入 (イ)	建設事業者が少なくとも加入する保険として「(イ)建設工事保険」とありますが、組立保険の付保によって代えることができるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	40	第2	1	(6)	ソ 保険への加入 (イ)	上記に関連して、建設工事保険(組立保険)で火災損害が補償対象内となっている場合には、別途火災保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	質問No48の回答を参照してください。
51	42	第2	1	(8)	ウ 仮設工事 (エ)	監督員と工事監理者用の各現場事務所は建築事業者の仮設ハウス内に設置する事で宜しいでしょうか。またその仮設ハウスを建設用地内の設置が難しい場合は、近辺の敷地外での設置でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	42	第2	1	(8)	ウ 仮設工事 (ケ)	「仮設用の事務所や～既存施設内の建物内に確保することも可とする」とありますが、仮設用の事務所として使用可能な室の面積をご教示願います。また、上水や電気についての取合い点をご教示願います。この場合の用水、光熱費も無償という理解でよろしいでしょうか。	既存施設の東工場棟の屋外ヤード、2階(約240m <sup>2</sup> )、3階(約420m <sup>2</sup> )となりますが、RC床の仕舞及び建屋外からの出入口階段の設置が必要です。上水や電気の取合いは近傍ですが、有償となります。
53	43	第2	1	(8)	ウ 仮設工事 (ケ)	(ケ) 工事中の生活排水は合併浄化後に同様に雨水取り合い枡への放流との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	43	第2	1	(8)	ウ 仮設工事 (ケ)	工事中の生活排水の放流経路(最終雨水放流枡への繋ぎ込み箇所)を御指示下さい。	質問No.18の回答を参照してください。
55	44	第2	1	(9)	ウ 引渡性能試験 表2-29	表2-29 窒素酸化物において、触媒脱硝装置の出口と煙突は同義と申料しますので、窒素酸化物については触媒脱硝装置の入口と煙突のみの測定として頂けないでしょうか。	提案を可とします。
56	45,46	第2	1	(9)	ウ 引渡性能試験 表2-29	表2-29 ごみ焼却施設の引渡性能試験 騒音、振動、悪臭において、リサイクル施設も稼働した状態で、とありますが、リサイクル施設は完成時期が異なるため、ごみ焼却施設の引渡条件としては、リサイクル施設は稼働していない前提での試験でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
57	49	第2	1	(9)	ウ 引渡性能試験 表2-30	粗大ごみ処理施設のごみ処理能力に対する保証条件は、P13記載の処理能力36t/日としてよろしいでしょうか。(稼働時間5時間/日) 設計条件の単位体積重量は、P28記載の不燃ごみ0.15t/m <sup>3</sup> 、粗大ごみ0.10t/m <sup>3</sup> とし、計画値とごみ質分析の結果に相違がある場合、両者の比率から補正するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	51	第2	1	(10)	契約不適合責任	契約不適合期間開始期について、正式引渡し後と記載がありますが、本工事はごみ焼却施設とリサイクル施設の引渡し時期が異なっています。ごみ焼却施設の契約不適合責任開始期については令和10年3月15日、リサイクル施設については令和14年3月15日と理解してよろしいでしょうか。	ごみ焼却施設については、お見込みのとおりです。リサイクル施設については、令和14年3月までの正式引渡し後とします。
59	51	第2	1	(10)	ウ (イ) 契約不適合確認検査	(イ)にて「なお、契約不適合の責任期間中は毎年契約不適合確認検査を実施する。」とありますが、(ア)にて「市は施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、契約不適合の確認を行わせることができる。」とあることから、(ウ)に記載のa,b,c,dの事態が生じた場合に、必要に応じ契約不適合責任期間に実施するものであると理解してよろしいでしょうか。	契約不適合確認検査は、要求水準書に記載するとおり、契約不適合の責任期間中は毎年実施します。
60	52	第2	1	(11)	正式引渡し	「工事完成後、本施設を正式に引渡しする。」とありますが、建築基準法上の仮使用をした場合でも、引渡性能試験により所定の性能が確認された後に、完成検査を受け、これに合格した建物は正式に引き渡すことができると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	55	第2	2	(3)	プラント排水の処理	プラント排水の再利用のみで再利用水の補給が十分な場合、本施設の各棟および既存施設(西工場棟)の生活排水や敷地外からの搬送排水等は、放流基準を満足した上で、放流する方式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書(P.111 第2 3 (11) ア)のとおりです。
62	55	第2	2	(4)	その他工事との調整	「建設用地とその周辺にて、…中部電力パワーグリッドによる特別高圧高圧線の引込工事、既存施設の高圧線への切替工事…」と記載されていますが、既設施設の高圧線への切替工事とは、既設西工場、東工場への高圧電源切替工事との理解で宜しいでしょうか。また、電力殿への申請・諸手続き等を含め別途工事との理解で宜しいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
63	59	第2	3	(2)	ア (イ) 付属品	(イ) 付属品の監視カメラは、5電気計装設備工事仕様(2)計装設備 ウ計装機器 (イ)ITV装置の表2-39 計量棟のITVで兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
64	60	第2	3	(2)	ア(オ)特記事項 r	計量ピットの雨水排除対策について、ポンプアップにて公共水域に排水するという理解で宜しいでしょうか。	ピット近傍の雨水排水経路に接続してください。併せて、質問No.18の回答を確認してください。
65	62	第2	3	(2)	ウ(エ)付属品	ガードバーとはどのような目的で設置するものかご回答願います。	プラットフォームへの入退出時にプラットフォーム出入口扉への衝突防止を目的として設置する自動開閉式バーとお考えください。
66	62	第2	2	(2)	エ(イ)数量	搬入物展開検査装置は事業者の実績に基づき、投入扉の不要な型式である、傾斜投入式のダンピングボックスの提案もお認め願います。	ごみ収集車から受入れたごみの展開検査作業が安全に行えること及び停止時にごみピットからの臭気の漏えいが無いことを条件に、提案を可とします。
67	79	第2	3	(3)	ウ(ア)ごみ投入ホップシュート	(ア)ごみ投入ホップシュートにおいて、ホップにごみを充填しない方式の場合はブリッジ解除装置およびごみレベル計の設置は必要に応じてとさせていただきますでしょうか。	提案を可とします。
68	90	第2	3	(4)	イ(ア)形式	「(ア)形式については【電動型蒸気噴射式】とありますが、圧力波式を提案する際には本項に記載すればよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	91	第2	3	(4)	エ(イ)数量	ボイラ給水ポンプは4基(内、交互運転用2基)と記載がありますが、2炉構成の施設で多くの実績のある3基(内、1炉予備)とさせていただきますでしょうか。	提案を可とします。
70	91	第2	3	(4)	エ(イ)数量	ボイラ給水ポンプは4基(内、交互運転用2基)と記載がありますが、2炉構成の施設で多くの実績のある3基(内、1炉予備)とさせていただきますでしょうか。	質問No.69の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	93	第2	3	(4)	ク(イ)数量	数量は2基(1基/炉)と記載がありますが、1基/2炉の共通ユニットとさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
72	93	第2	3	(4)	ク(オ)特記事項 e	(オ)e ブロー水はブロー水冷却装置で冷却し、排水処理設備に移送するとありますが、ブロー水の潜熱を有効利用するために、燃焼室への直接噴霧する提案をお認め頂けますでしょうか。	提案を可とします。
73	97	第2	3	(4)	ソ(エ)a形式	「a形式 水密鉄筋コンクリート造」と記載されていますが、水密性の高いコンクリートとの理解でよろしいでしょうか。	水密コンクリートはJASS5による仕様を基本として、水セメント比50%以下を満足する配合としてご検討ください。
74	104	第2	3	(7)	ク(オ)特記事項 a	煙突(内筒:GL+59m、外筒:GL+56.5m)は建屋一体型とする場合、建築基準法上の建屋高さは、建築基準法施行令2条1項6号ロ「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない」より、GL+44.5m(煙突外筒:GL+56.5m-12m=44.5m)と思料しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、最終的には建築一般図等による計画内容の確認の上、豊橋市建築指導課との協議により決定されます。
75	104	第2	3	(7)	ク(オ)特記事項 f	「内筒の部分補修が可能なように、外筒内に内筒を周回する階段(回り階段は不可)を煙突頂部まで設け」とありますが、回り階段やらせん階段などの踊場が設置されない階段は不可で、折り返し階段は採用しても良いと理解して宜しいでしょうか。また、外筒屋根への昇降は屋根部にハッチを設け、タラップを設置することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、「回り階段不可」は誤記であり、「螺旋階段は不可」に訂正します。そのため、回り階段も可とします。
76	104	第2	3	(7)	ク(オ)特記事項 j	内筒継ぎ目の溶接が内側から出来ない場合は、外側溶接で外側からのPT検査で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
77	107	第2	3	(8)	キ メタル貯留設備	パンカと記載がありますが、ヤード方式を採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
78	109	第2	3	(10)	ア 共通事項 (ア)	プラント用水は、工水、井水(濁水時)と記載がありますが、一部のプラント用水に上水を使用する計画もお認め頂けますでしょうか。	要求水準書のとおりです。
79	109	第2	3	(10)	ア 共通事項 (ウ)	ごみ焼却施設へ各用水の受水槽を設置するなかで上水もごみ焼却施設より供給するとの認識で宜しいでしょうか。この供給方法は、各工程及び敷地外への供給となることから、事業者の提案として宜しいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:提案を可としますが、上水の敷地外への供給はありません。
80	109	第2	3	(10)	ア 共通事項 (ウ)	(ウ)既存施設(西部工場)へ給水するとありますが、必要な給水量をご教示ください。	新焼却施設稼働後の西工場棟での使用水量は、150m3程度を想定しています。
81	109	第2	3	(10)	ア 共通事項 (ウ)(キ)	ウ)「ごみ焼却施設に各用水の受水槽を設置し、本施設の各棟へ給水する。」とありますので、既設工場の用水も含めた受水槽を設置するものと考えてよろしいでしょうか。また、(キ)「災害時における断水を考慮して7日以上の上水槽を設け」とありますが、本受水槽は既設施設(西工場)の給水7日分は含めない容量の受水槽とするでよろしいでしょうか。また、災害時における断水に関して、生活用水の対応は記載されていませんが、生活用水については飲料水はペットボトルによる7日分の確保でよろしいでしょうか。	前段:上水については、引込配管を分岐・切廻し、既設工場へ送水するため、受水槽は不要です。井水及び工業用水については、既設の沈砂槽(除鉄装置)を改修し送水配管を切回す場合は、受水槽は不要です。 中段:お見込みのとおりです。 後段:飲料水は、提案を可とします。
82	109	第2	3	(10)	ア 共通事項 (キ)	井水は濁水時に使用することですが、常用しない提案もお認め頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	111	第2	3	(11)	ア 共通事項 (ア)	(ア)敷地外施設の排水量の記載がありますが、全てプラント用水であり、生活排水は含まないと考えてよろしいでしょうか。含む場合は、生活排水とプラント排水のそれぞれの量をご教示ください。なお、排水処理を行うためには排水の性状も必要となりますので、プラント・生活排水のそれぞれの性状をご教示ください。	前段:敷地外施設の排水は、プラント排水(ごみの混入した洗車排水)及び生活排水の浄化槽処理水です。 後段:排水量の内訳及び性状については提示できる資料がありません。
84	114	第2	3	(12)	エ 予備ボイラ	本設備は必要に応じて設置となっていますが、全炉停止時のりすば豊橋への蒸気供給は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
85	115	第2	3	(12)	サ(オ)特記事項 c	洗車場の3面囲は、十分な飛沫防止対策をとることを条件に、通り抜けでの洗車方式としても宜しいでしょうか。	他の車両の動線や、洗車作業に支障のないことを条件に、提案を可とします。
86	118	第2	4	(2)	ア(ア) f 特記事項 (m)	暑さ対策は、可搬式ミスト噴霧装置を必要台数納入する対応にて計画してよろしいでしょうか。	提案を可としますが、落札者決定基準を踏まえ、検討ください。
87	119	第2	4	(2)	ア(イ) f 特記事項 (a)	「粗大ごみ受入ヤードから移送された可燃粗大ごみを貯留するための場所であり、プラントホームに隣接して設ける。可燃ごみ粗破砕機をごみ焼却施設に設置する場合、ごみ焼却施設に設置することを可とする。」とあります。 また、第196項 第2-7-(2)-エ-(イ)の図2-2では、既存粗大ごみ処理施設は新設工事(第2期)が完了するまでは、運転が継続されると読み取れます。 ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合と異なり、破砕設備をごみ焼却施設に設置すると、既存の破砕処理設備と新設ごみ焼却施設の可燃粗大破砕設備を二重で運転、維持管理する必要が生じます。そのため既存施設で可燃粗大、不燃粗大ともに破砕処理する方が、貴市の経済的負担が軽減できるものと思慮いたします。 以上より、可燃粗大ごみ受入ヤード及び可燃性粗破砕機をごみ焼却施設に設置する場合には、ごみ焼却施設が稼働してから、新設工事(第2期)のリサイクル施設が稼働するまでの4年間(令和10年3月15日～令和14年3月15日)は、可燃性粗大ごみは既存粗大ごみ処理施設で破砕処理が行われ、ごみ焼却施設では破砕処理後の破砕残渣を処理するとの理解でよろしいでしょうか。 この場合、可燃性粗破砕機については、使用しない4年間性能を保証することを前提とします。 また、上記の場合、既存粗大ごみ処理からごみ焼却施設までの破砕残渣の運搬業務は、事業者の業務所掌外と考えてよろしいでしょうか。	前段:可燃粗大ごみ受入ヤード及び可燃粗大ごみ粗破砕機をごみ焼却施設に併設する場合、ごみ焼却施設の稼働開始に合わせて、可燃粗大ごみの処理を行ってください。 後段:お見込みのとおりです。
88	119	第2	4	(2)	ア(イ) f 特記事項 (b)	「ヤードでの有効貯留量は、計画日最大処理量の3日分以上とする。」とありますが、ヤードの貯留容量に関しては効率的なスペースや機器の稼働率を踏まえて各社提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりです。
89	121	第2	4	(2)	ア(キ) e 特記事項 (e)	ごみピット上部の屋根にトップライトや側壁にサイドライトを設けると、結露が生じて鉄骨腐食の原因となったり、差し込んだ日射により空中の粉塵がきらめいてクレーン操作に支障をきたす等の問題が起きる場合がありますので、人工照明のみとさせていただきますでしょうか。	要求水準書のとおりです。
90	129	第2	4	(2)	イ(イ) c (b)処理対象物最大寸法	処理最大寸法 1500×800×2000と記載されていますが、P28 表2-21 処理寸法(参考) 不燃性粗大ごみ1500×800×1800と記載されているため、どちらを正とするかご教授願います。	1500×800×1800を正としてください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
91	131	第2	4	(2)	ウ(ア) e 特記事項 (i)	延焼防止のために設置する火炎遮断用の自動ダンバを設置する搬送コンベヤ乗り継ぎ部は、適切に延焼防止を行える場所とし、事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
92	139	第2	4	(3)	ア(イ) d 付属品	豊橋市単独施設は持ち込みごみ、危険ごみ、剪定枝等の施設でありエアカーテンは特に必要がないものと思料いたします。エアカーテンは無しとして提案してもよろしいでしょうか。	持ちごみには可燃ごみも含まれるため、要求水準書のとおりです。
93	140	第2	4	(3)	ア(ウ)薬液噴霧装置	(ウ)豊橋市単独施設は臭気、害虫の発生はないと思われるため、消臭剤・防虫剤の噴霧装置は可搬式としてよろしいでしょうか。	消臭剤は要求水準書のとおりとしますが、防虫剤は提案を可とします。
94	141	第2	4	(3)	イ(ア) e 特記事項 (d),(e)	「市民又は作業員がごみ種ごとに無理なく直接所定のコンテナに積み込みができるように」とあり「コンテナは 4t(容量 8 m <sup>3</sup> )」とあります。市民の安全確保と作業効率の向上を目的として、市民は持込車の滞留スペースに近接した位置に設置された十分な数の台車付き収納コンテナに積み込み、それを作業員が4tコンテナに積み替える提案をしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
95	141	第2	4	(3)	イ(ア) e 特記事項 (g)	台車付の収納コンテナボックス(1.5m×1.5m×1.5m)にて、搬送した処理物の所定コンテナ(4t)や一時保管用ストックヤードへの内容物の投入は、回転フォークによる計画としてよろしいでしょうか。	安全性を考慮の上、提案を可とします。
96	150	第2	5	(1)	電気設備	「既存施設(西工場)の運転並びに運用に必要な全ての電気設備」とありますが、 ①西工場へ給電する際の想定設備容量をご提示願います。 ②西工場への給電量および給電時間をご提示願います。また、給電期間に関しては下記の想定でよろしいでしょうか。 給電期間: 令和10年3月16日(焼却施設運営開始)～令和14年3月15日(リサイクル施設竣工) ③焼却施設の全休炉(10日程度)時は、西工場への電気供給は無いものと想定してよろしいでしょうか。供給がある場合はその想定給電量を時間帯別にご提示願います。	既設特別高圧受変電設備の改修開始時期を目的に、既存施設(西工場棟)への給電は、別途高圧電力を引込む予定です。したがって、現在西工場棟又は東工場棟から給電している既存屋外設備(井戸設備、除鉄装置等)への運転並びに運用に必要な電気設備と読み替えてください。 ①既存屋外設備へ給電する設備容量: 約100kW ②同設備への給電時間は24時間、給電期間はごみ焼却施設の稼働開始(東工場棟全解体前)から ③ごみ焼却施設の全休炉時は、既存屋外設備も合わせた休止となります。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
97	150	第2	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (キ)	「低圧配電設備は原則としてロードセンター方式とし、制御はコントロールセンターによる…なお、合理的な理由があり、かつ他の設備に影響しないものであれば電磁集合タイプの採用を可とする」とありますが、粗大ごみ処理施設、単独設備における低圧配電盤については、負荷容量が比較的小さいこともあり、省スペース化、コンパクト化、維持管理費用の削減を図るため、ロードセンターではなく電磁集合タイプとしてもよろしいでしょうか。また、コントロールセンターについては、粗大ごみ処理施設、単独設備において長時間の稼働停止期間を確保できること、初期費用、維持管理費用を考慮し、コントロールセンターではなく、電磁集合タイプとしてよろしいでしょうか。	ごみ処理に支障が無いようメンテナンスを行えることを条件に提案を可とします。
98	150	第2	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (セ)	「塩害対策、高調波対策を考慮する。」とありますが、建設場所は海岸線から1.0km 以上離れているため、耐塩仕様は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
99	150	第2	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (セ)	塩害対策を考慮する。とありますが海岸区域ではないので屋外盤はSUS製とする対策をお認め頂けないでしょうか。	質問No.98の回答を参照してください。
100	150	第2	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (フ)	将来施設に供給する予備配電設備の電圧、容量についてご提示願えないでしょうか。	現時点では、電圧6kV、容量300kWで想定しています。
101	150	第2	5	(1)	ア 電気設備の基本方針 (フ)	除鉄装置をごみ焼却施設に新設する場合には、既設の除鉄装置へのケーブルの布設替えは不要と考えても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	152	第2	5	(1)	ウ (イ) e 特記事項 (d)	2021年4月アンケートでご回答いただいておりますが「電圧変動に対応できる設備(LTC制御(負荷時タップ切替制御装置)とすること。」について、電力会社との協議により問題無い場合は、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮しても無負荷タップ切替の方が合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提の提案をしてもよろしいでしょうか。	電力会社との協議により、問題がない場合は、提案を可とします。
103	153	第2	5	(1)	エ (ウ) d 盤構成	2021年4月アンケートでご回答いただいておりますが高圧配電盤の盤構成については、維持管理の容易性を考慮し、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
104	153	第2	5	(1)	エ(ウ) d (f)進相コンデンサ主幹盤	進相コンデンサについて、省スペースの観点からコンデンサ主幹盤を設置せず、高圧母線に進相コンデンサ盤を直接接続する構成をお認めいただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
105	153	第2	5	(1)	エ(オ) e 特記事項 (b)	2021年4月アンケートでご回答いただいておりますが「大容量機器には個別に進相コンデンサを設ける。」との記載について、蒸気タービン発電機及び高圧母線に接続された進相コンデンサによる無効電力制御で制御可能なため、個別設置は必要に応じて設置とさせていただきますともよろしいでしょうか。	提案される大容量機器によりますが、原則、進相コンデンサを設けてください。
106	153	第2	5	(1)	エ(オ) e 特記事項 (b)	「(b)大容量機器には個別に進相コンデンサを設ける」とありますが、コンデンサの放電時間から再起動時間に制限がかかるため、機器個別ではなく一括で設置としてもよろしいでしょうか。	質問No.105の回答を参照してください。
107	154	第2	5	(1)	エ(カ) d 盤(負荷)構成	2021年4月アンケートでご回答いただいておりますが変圧器盤の負荷構成については、維持管理の容易性を考慮し、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんか。	提案を可とします。
108	154	第2	5	(1)	エ(カ)変圧器盤	「変圧器盤」について、省スペース化、コンパクト化、維持管理費用の削減を図るため、低圧動力主幹盤と共用したものとしてもよろしいでしょうか。	質問No.107の回答を参照してください。
109	154	第2	5	(1)	オ(ア)低圧動力主幹盤(プラント・建築)、(イ)照明主幹盤	非常用発電機が高圧の場合は設置しないものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
110	156	第2	5	(1)	カ(イ)インバータ制御盤	「インバータ制御盤」とありますが、粗大ごみ処理施設、単独設備において、電磁集合タイプをお認めいただける場合は、インバータ制御盤を個別に設けるのではなく、設備系統によりインバータ制御と電磁制御回路を集約した動力制御盤としてもよろしいでしょうか。	ノイズ防止対策を確実にを行うことを条件に提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
111	156	第2	5	(1)	カ(ウ)c 主要機器(収納機器1ユニットにつき)	「主要機器(収納機器1ユニットにつき)」とありますが、電磁集合タイプをお認めいただける場合は、1ユニットは除外と考えてよろしいでしょうか。	ごみ処理に支障が無いようメンテナンスを行えることを条件に提案を可とします。
112	156	第2	5	(1)	カ(ウ)d 特記事項(c)	「(c)主回路断路部は、電源側、負荷側とも完全自動連結を行い、引き出し操作を容易にする。」とありますが、電磁集合タイプをお認めいただける場合は、本項目は除外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	157	第2	5	(1)	カ(オ)現場操作盤	現場操作盤の形式は運用に応じて鋼板製閉鎖式壁掛またはポスト型の他にファン・コンベヤ及びポンプ等は汎用スイッチボックスを適用できるものと考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	157	第2	5	(1)	カ(オ)c(a)電流計(広角、赤針付)	「電流計(広角、赤針付)一式」と記載ありますが、現場操作盤はメンテナンス時に使用するものであり、電流監視は状態変化の確認を目的としてオペレータコンソールにて監視する運用を考えていますので、現場操作盤での電流計設置を要否については、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
115	159~161	第2	5	(1)	ク(イ)無停電電源装置、(ウ)直流電源設備	無停電電源装置と直流電源設備について、蓄電池を兼用する複合型の採用をお認めいただけないでしょうか。	ごみ処理に支障が無いようメンテナンスを行えることを条件に、提案を可とします。
116	159	第2	5	(1)	ク(イ)無停電電源装置	「無停電電源装置」とありますが、粗大ごみ処理施設、単独施設については、電気室の省スペース化、維持管理費の削減の点から除外としてよろしいでしょうか。但し、操作監視用パソコンのシャットダウンに必要なミニUPSは設置致します。	要求水準書のとおりとします。
117	160	第2	5	(1)	ク(ウ)直流電源設備	「直流電源設備」とありますが、粗大ごみ処理施設、単独施設については、特に有用ではないこと及び、電気室の省スペース化、維持管理費の削減の点から除外としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
118	162	第2	5	(2)	ア 基本方針 (イ)	「なお、本システムの重要部分は二重化構成の採用…」とありますが、粗大ごみ処理施設、単独施設における重要部分とは、操作監視用のパソコンであり、重要部分の二重化とは、操作監視用パソコンのハードディスクの二重化と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	164	第2	5	(2)	ウ (イ) a (g) 煙道中水銀濃度計	煙道中水銀濃度計にて連続測定とありますが、大防法でも連続測定は難点がある等の記載があることをふまえ、測定の正確性の観点より定期的な手分析のみの運用をご検討ください。	実際の運用は、市にて検討しますが、機器としては、要求水準書のとおり設置してください。
120	165	第2	5	(2)	ウ (イ) a カメラ設置場所	カメラ設置場所の備考欄に「回転雲台付」とありますが、電動雲台ではなく、旋回、上下動作速度が速いドーム型カメラを採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
121	165,166	第2	5	(2)	ウ (イ) a カメラ設置場所	ITV装置について、屋外に設置する構内道路、計量棟、門扉、敷地境界に設置するカメラはワイバ付きとなっていますが、ワイバと同等機能を持たせたカメラ仕様として、撥水コーティング機能を持ったドーム型カメラの採用をお認めいただけないでしょうか。	運用上支障が無いことを条件に提案を可とします。
122	166	第2	5	(2)	ウ (イ) a カメラ設置場所 表 2-39	(イ)ITV装置の表2-39に4-A計量棟、4-B計量棟(車両監視、録画)として、計6台のカメラの設置とありますが、計量の待ち台数を確認できるカメラ、料金未払いで退出する車両を監視するためのカメラ、不正な持込を監視するためのカメラ、料金未払いで退出する車両を監視するためのカメラで計4台を配置し監視する計画ですが、残りの2台の配置について想定されている具体的な監視箇所をご教授頂けますでしょうか。	計量の待ち台数を確認できるカメラ2台、料金未払いで退出する車両を監視するためのカメラ2台、不正な持込を監視するためのカメラ2台とし、詳細は、受注者と協議により決定します。
123	166	第2	5	(2)	ウ (イ) b モニタ設置場所 (c)	中央制御室に設置するモニタのサイズと台数については、使い勝手を考慮し、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書の記載を基本とした上で、提案を可とします。
124	168	第2	5	(2)	エ (ア) 中央監視盤	「中央監視盤」とは、オペレータコンソール、ITVモニタの画面切替器などを設置、収納するためのデスク盤と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
125	168	第2	5	(2)	エ (ア)中央監視盤	「プラント監視用モニター」とありますが、このモニターはITVモニターのことと考えてよろしいでしょうか。また、粗大ごみ処理施設、単独施設では中央制御室に設置のITVモニターは壁面への設置としてもよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：提案を可とします。
126	168	第2	5	(2)	エ (ウ)ごみクレーン制御装置	「型式は、オペレータコンソールと意匠上の統一を図る。」とありますが、粗大ごみ処理施設、単独施設におけるごみクレーン制御装置は、PLCを主体とした制御装置となりますので、粗大ごみ処理施設、単独施設については、本項目は除外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	168	第2	5	(2)	エ (エ)プロセスコントロールステーション	PLC制御の場合、「プロセスコントロールステーション」とはPLCのことと考えてよろしいでしょうか。また、「データウェイは冗長構成とする」とありますが、データウェイとはPLCとオペレータコンソールPCとの通信接続部分を示すものと考えてよろしいでしょうか。	すべてのPLCとオペレータコンソールのPCとの通信ラインを指すのであればお見込みのとおりです。
128	168	第2	5	(2)	オ (ア)データログ	省スペース化、コンパクト化のため、「データログ」はオペレータコンソールと統合してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
129	171	第2	6	(1)	ア (ア) r 地質調査(必要に応じて実施。)	地質調査(必要に応じて実施。)とありますが、受注後行う受注者による追加の調査にて貴市調査との差異が顕著であり、これが工事計画・工事工程等に与える影響として重大であると判断できる場合は、別途協議して頂けると理解しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	171	第2	6	(1)	ア (イ)工事に係る環境保全対策 b	「b 降雨に伴う濁水は、沈砂池で沈砂処理を行った後、仮設水路を經由して市が指示する場所に放流する。」とありますが、貴市が指示する場所が不明です。ご教示ください。	質問No.18の回答を参照してください。
131	172	第2	6	(2)	ア全体計画(サ)	準居室とは見学者ホールのみと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、見学者ホールに準じて計画された啓発設備や展示用のスペースなど、施設来場者が継続的に使用すると考えられるエリアも同様と考えてください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
132	173	第2	6	(2)	ア(セ) c 廊下(b)	「(b)幅は2,500mm以上とする。」とありますが、建築基準法施行令第23条第3項に「手すり等の幅が10cmを限度として、ないものとみなし」とありますので、廊下幅は仕上面からの内のり寸法と考えてよろしいでしょうか。	人にやさしい街づくり条例やバリアフリー法における取り扱いにより、移動等円滑化通路等を構成する廊下等と同様の位置付けと見なしており、有効幅員のとり方については、手すり等を設置する場合、手すりの内法有効寸法としてください。
133	173	第2	6	(2)	ア(セ) c 廊下(b)	「(b)幅は2,500mm以上とする。」とありますが、手すり等は除くとの理解でよろしいでしょうか。本質問は2021.4月アンケート時に提案をお認め頂いていますが、確認の質問です。	質問No.132の回答を参照してください。
134	173	第2	6	(2)	ア(セ) c 廊下(b),(c)	50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けるとの事ですが、廊下幅を2500mm以上とすれば、特に必要無いと考えて宜しいでしょうか。	車いすの回転に必要なスペース(140cm×140cm)が確保できる計画と思われるので、お見込みのとおりです。
135	175	第2	6	(2)	ウ 平面計画(セ)	渡り廊下には傾斜をつけないとありますが、P173にある傾斜路は渡り廊下以外に設けて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	176	第2	6	(2)	ウ 平面計画(フ)j(m)	主な見学場所について「m その他市が指定する場所」とありますが、a~l 以外に指定する場所がありますか。	現時点では、その他に想定するものはありません。
137	176	第2	6	(2)	ウ 平面計画(フ)k	社会科見学、一般などの種別毎の月別見学者数、年間見学者数など、想定見学者受入人数の詳細をご教示頂けないでしょうか。啓発設備や見学者ルート等を検討するにあたりお伺いします。	別途提示します。
138	176,177	第2	6	(2)	ウ 平面計画(フ)l 表2-45、表2-46	便所・洗面所が作業員用と事務員用をわけてありますが、同一階に運営事業者の事務室と作業員控室等が配置された場合は兼用としてよろしいでしょうか。	運用面を考慮して提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
139	176,177,178	第2	6	(2)	ウ 平面計画 (フ) 表2-45, 表2-46, 表2-47	便所・洗面所について、「男女便所の出入り口扉はなし」とありますが、少人数かつ限定された作業員が使用する便所は扉ありでも良いという理解でよろしいでしょうか。	基本的には扉無しが望ましいですが、少人数かつ限定された作業員が使用する場合は、提案を可とします。
140	178	第2	6	(2)	ウ 平面計画 (フ) 表2-47	リサイクル施設(豊橋市単独施設)渡り廊下 幅3m(有効)以上とあります。ごみ焼却施設等は2.5m以上ですが、これと同じという理解でよろしいでしょうか。	渡り廊下については、要求水準書の通り、幅3.0m以上として、内のり寸法で確保するものとしてください。
141	180	第2	6	(2)	エ 構造計画 (イ) 躯体構造 b	(イ) 躯体構造 bに「ごみピット及び灰ピットは、クレーンガータの受梁まで鉄骨鉄筋コンクリート造あるいは鉄筋コンクリート造とする。」とありますが、ごみホツパステージおよび灰積出場より上部の構造形式は、十分な剛性を確保した上で、軽量化を目的に鉄骨造とすることをお認めいただけますでしょうか。	クレーン稼働時における振動伝搬、臭気の漏えい等がないこと、加えて、クレーン、重量機器及び振動発生機器類を支える上部架構に相当する箇所において規定する構造形式と同等の安全性が確保できることを証明することを条件に、提案を可とします。
142	180	第2	6	(2)	エ 構造計画 (イ) 躯体構造 b	「bごみピット及び灰ピットは、クレーンガータの受梁まで鉄骨鉄筋コンクリート造あるいは鉄筋コンクリート造とする。」とありますが、ごみホツパステージおよび灰積出場より上部の構造形式は、十分な剛性を確保した上で、軽量化を目的に鉄骨造とすることをお認めいただけますでしょうか。	質問No.141の回答を参照してください。
143	182	第2	6	(2)	キ (イ) 内部仕上 表2-50 No.1	ごみピットについて、水密コンクリートとありますが、水密性の高いコンクリートという理解で宜しいでしょうか。	質問No.73の回答を参照してください。
144	182	第2	6	(2)	キ (イ) 内部仕上 表2-50 No.1	「ごみピット」のその他項目の欄に、「トップライトまたはサイドライト」の記載がありますが、結露による腐食及び浮遊粉塵のきらめき防止のため、設置を避けたいと考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
145	182,183	第2	6	(2)	キ (イ) 内部仕上 表2-50	壁吸音材貼付(FL+1000以上)及び天井吸音材貼付けについて、発生源の検討を行い、必要に応じて施工範囲を提案させて頂くことが可能でしょうか。	提案を可としますが、詳細は落札者との設計協議により決定します。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
146	183	第2	6	(2)	キ(イ)内部仕上 表2-51	管理部の仕上げ表で、廊下の記載がありませんが、玄関ホールの仕様にした仕様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	184	第2	6	(2)	ク(ウ)炉室 e	「機器の放熱に対処するために、換気モータを効率的に設ける。また、自然換気又は第2種機械換気が適切に行われるように計画するとともに、炉室内の自然採光を十分に確保する。」とありますが、同等の性能が得られれば、1種や3種も含めたご提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
148	184	第2	6	(2)	ク(エ)前室 b	「前室の出入口には臭気漏洩防止のためエアタイト仕様の建具を設置」とありますが、当社の実績より清浄室側に限りエアタイトとし、排気側となる臭気発生室側は対象外とさせていただきますだけではないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
149	186	第2	6	(2)	ク(ツ)電気室 a	電気室は水害による影響のない位置に計画すると記載がありますが、本事業は事業用地全体が水害の対象外との理解でよろしいでしょうか。	水害による影響の可能性は低いものと考えます。
150	188	第2	6	(3)	イ(カ)困障工事 a	「敷地周囲にフェンスを設置する」とありますが、フェンス設置は東側の敷地周囲という理解で宜しいでしょうか。本質問は2021.4月アンケート時に提案をお認め頂いていますが、確認の質問です。	お見込みのとおりです。
151	188	第2	6	(4)	ア 空気調和設備工事 (ア)	「(ア)温湿度条は、空調・換気ともに「建築設備設計基準」(国交省大臣官房官庁営繕部監修)の設計用屋外条件(名古屋)を参考としますが宜しいでしょうか。また、室内の相対湿度については、結露もせず、経済的である夏:60%、冬:30%程度とすることをお認め頂けないでしょうか。	設計外気条件は、お見込みのとおり、「建築設備設計基準」を基本とし、本施設の立地条件を加味して適切に設定することとさせていただきます。なお、設計室内条件は、要求水準書のとおりとさせていただきます。
152	188	第2	6	(4)	ア 空気調和設備工事 (イ)	「各プラットフォーム、各受入ヤード、手選別室、危険ごみ処理室等で常時作業を行う部屋は、空調設備のほかさらに局所空調、ミスト噴霧等の熱中症対策設備、さらには必要な暖房設備を設置する。」とありますが、空調を行うことが空間特性や省エネ性の観点からそぐわない部屋もあるため、それらを考慮したご提案をさせていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
153	189	第2	6	(4)	カ エレベーター設備工事 (工)	粗大ごみ処理施設においては、小荷物専用昇降機、マシンハッチ、ホイスト等により、消耗品等の交換が容易に行う計画とすることで、メンテナンス用エレベーターは不要として計画してよろしいでしょうか。	運用上支障が無いことを条件に提案を可とします。
154	190	第2	6	(5)	ウ (ア) 自動火災報知設備 b	「b それぞれ他の施設に移報する。なお、受信機は各中央制御室とし付随する事務室には副受信機を設置する。」とあり、「c 仮設計量棟及び既存施設(リサイクルプラザ棟、西工場棟)が稼働する期間はそれぞれの防火区画を取り込んだ設備構成とする。」とあります。b項により、新設施設及び既設施設がそれぞれ主受信機を各中央制御室に、副受信機を各事務室に設置して、各棟間はお互いに移報を送るという設備構成でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	190	第2	6	(5)	ウ (イ) 電話設備及びその他 通信設備 e	「c 仮設計量棟及び既存施設(リサイクルプラザ棟、西工場棟)が稼働する期間はそれぞれの端末を取り込んだ設備構成とする。」とあります。電話の引き込み元は管理棟の市職員事務室に置き、そこから既設及び新設の各棟に配分する物としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	191	第2	6	(5)	ウ (シ) EV 充電設備	「電気自動車の充電設備(急速充電器:1基、普通充電器:1基)を設置する」とありますが、充電スペースは一般来場者の駐車台数に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、急速充電器と普通充電器に各1台ずつ駐車スペースが必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	193	第2	7	(2)	イ 解体対象建築物等 表2- 55	アンケート質疑時にもご回答頂いておりました、部分解体を含む解体施設において、地盤の安定化や残存施設への振動等による悪影響などの合理的な理由がある場合は既存の杭や基礎などを残置してもよろしいでしょうか。	「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン(2020年2月)(一般社団法人日本建設業連合会)」に示す事例に適合することを条件に、お見込みのとおりです。
158	193	第2	7	(2)	イ 解体対象建築物等 表2- 55	アンケート質疑時にもご回答頂いておりました、解体する施設の内、建設時に施工した仮設山留等は残置されていないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
159	194	第2	7	(2)	ウ (ウ) 東工場棟の全部解体	【曝気槽等(1-3*B-N 通り間)も含めて東工場棟はすべて解体撤去する】とありますが、事業者が提案する施設計画を満たし、施設完成までの安全性を確保した上で、添付資料26の検討案3のように曝気槽等の大部分を残す対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
160	201	第2	7	(4)	廃棄物の処理・処分 表2-60	表2-60の番号14にPCB含有疑いのある機器の処理・処分は貴市に引き渡すこととなっています。引渡し場所をご教示ください。	建設用地内での引渡しを想定しています。併せて、質問No.20の回答を参照してください。
161	208	第2	7	(5)	キ 土壤汚染調査	新築工事及び解体工事に於いて、土壤汚染状況調査の内容では準備工事時期の土壤汚染有無の調査に間に合わないと考えますが、工程の変更が可能でしょうか。又、形質変更届は事業者工事以外の別途工事もあることから、豊橋市様にて提出済と考えて宜しいでしょうか。	工程は協議とします。なお、市の別途工事は、土壤汚染対策法の届出が不要な工事のため、事業者で土対法に基づき必要な届出を行ってください。
162	208	第2	7	(5)	キ(カ)調査範囲と調査物質	新築工事及び解体工事に於いて、土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が発覚し、土壤汚染処理数量は精算対象との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
163	209	第2	7	(5)	キ(キ)地下水調査	「地下水調査は、土壤汚染が確認された場合の区域指定解除のために行う」とありますが、現状、土壤汚染の状況が不明なため、計画が困難です。区域指定に係る費用および工期は別途協議と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
164	221	第2	7	(5)	ケ 建屋地下解体	本解体工事は、地下水が汚染されていない前提で計画すると記載されていますが、準備工事や新設工事に於いて地下水が汚染されていない前提で計画するとの認識で宜しいでしょうか。又、汚染水が発覚した場合は精算対象との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	224	第2	8	(2)	ウ 準備工事の内容 表2-89	『表2-89 準備工事内容』、『添付資料8 新設、解体及び準備工事の内容』に示されている内容は、『添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)』に含まれており、契約後の調査・設計に基づき、精算していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	添付資料32は参考として示しているものであり、当該資料と実際が異なる場合に直ちに清算するものではありません。ただし、著しく異なる場合には、協議を行います。
166	224	第2	8	(2)	ウ 準備工事の内容 表2-89 番号45	リサイクルプラザの改修工事においては1Fから3Fまで広範囲の改修となります。施工中の安全確保や工事の効率化を図るためリサイクルプラザのすべての階を閉鎖させて頂き、第三者がいない状態で工事を行うことは可能でしょうか。上記項目のような一括工事が不可の場合でも改修範囲は各フロア毎で広範囲となります。各フロア毎に改修工事を行う場合、そのフロアを全面閉鎖できるものと考えて宜しいでしょうか。	No.168の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
167	226	第2	8	(2)	エ スラグ貯留ヤード改修 (仮設工作室・仮設備品庫 設置)	スラグ貯留ヤード改修において中央工区、東工区の施工に際し、どちらかのスラグ貯留ヤードが稼働していれば、よろしいでしょうか。また、その際のスラグの移動については貴市にてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	前段：西工区と合わせて中央工区又は東工区のどちらかが稼働するというのであれば、お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。
168	228	第2	8	(2)	カリサイクルプラザ棟 (一部残置管理棟)改修	リサイクルプラザの改修工事においては1Fから3Fまで広範囲の改修となりますが、改修工事は貴市職員の方が建屋を使用しながら施工することが予想されます。第三者の安全確保や工事の効率化を図るため、工事区画を明示することとしますが、その際に確保しなければいけない通路幅がございましたら、ご教示願います。	リサイクルプラザの改修工事は、各フロアを順次工事区画としてください。工事区画でないフロアへの動線は、職員及び来場者の通行、台車による物品等の搬入など、市の業務に支障がないよう計画してください。
169	228	第2	8	(2)	カ(ア) c 特記事項(a)	『西工場棟への2階連絡通路はそのまま使用する。』とありますが、西工場棟への2階連絡通路への動線の確保は、管理棟2階の解体予定範囲からのみと考えてよろしいでしょうか。	一部残置する管理棟及びリサイクルプラザ棟からのみ動線を確保するものであり、新施設やその他の建物からの動線は必要ありません。
170	229	第2	8	(2)	キ 仮設計量棟設置	仮設計量機への切り替え工事に際して、日曜日についても市民が直接持ち込む粗大ごみの受入日となっておりますが、事前広報等により受入を中止いただけるという理解でよろしいでしょうか。	日曜日のごみは計量する必要が無いため、工事に支障はありません。
171	229	第2	8	(2)	キ(イ) e 特記事項(b)	『(b)計量ポストや操作パソコンなどの計量設備は、原則、既設の計量設備を使用する。』と記載がありますが、搬出用計量業務を窓口で実施されている場合、搬出用計量ポストの移設が必要かご教示願います。	移設が必要です。
172	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲 表3-1	『※1ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設のプラットホームにおける受入、誘導、指導監視業務を除く。』とありますが、この場合の受入業務は、焼却施設においては①可燃粗大ごみ粗破砕機への投入および②運転が事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
173	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲表3-1	「※1ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設のプラットホームにおける受入、誘導、指導監視業務を除く。 とあります。粗大ごみ処理施設の以下作業は貴市の所掌範囲と解釈しますが、本内容は事業者の所掌範囲外との認識でよろしいでしょうか。 ・搬入車 プラットホーム内の誘導 ・粗大ごみ受入ヤードへの粗大ごみ受入 ・粗大ごみ受入ヤード内での可燃と不燃の粗選別 ・不燃粗大ごみをダンピングボックスへ投入、重機運転、現場運転 ・不燃ごみ搬入車のごみ投入扉への誘導(ごみ投入扉の現場運転含む) ・可燃粗大ごみのコンテナ車への積込・重機運転 ・可燃粗大ごみのごみ焼却施設への搬送・荷下ろし 事業者が行う運転管理業務は、ごみビットに投入されたごみを、ごみクレーンで投入する作業からと考えております。	お見込みのとおりです。
174	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲表3-1	表3-1において、粗大ごみ処理施設のごみ投入等に使用する重機の調達は貴市範囲となっていますが、燃料の手配ならびに点検・整備についても貴市範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲表3-1	豊橋市単独施設で使用する重機ならびに運搬車両の調達は、運営事業者の範囲となるのでしょうか。	持込ごみ受入選別設備に設置する4tコンテナ、コンテナキャリー車及び台車付き収納コンテナ以外は、市が調達します。
176	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲表3-1	豊橋市単独施設で使用する重機ならびに運搬車両の燃料の手配と点検整備は、運営事業者の範囲となるのでしょうか。	市の業務範囲とします。
177	234	第3	1	(1)	カ(イ)受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務	豊橋市単独施設で使用する重機ならびに運搬車両の燃料の手配と点検整備は、運営事業者の範囲となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	234	第3	1	(1)	カ(イ)受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務	防疫品の処理において、インフルエンザ感染鳥等の疫病品を“防疫品等受入・供給装置”に積込む作業は貴市の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。また疫病品に該当しない小動物を“防疫品等受入・供給装置”に積込む作業は事業者所掌の理解で宜しいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
179	234	第3	1	(1)	カ(イ)受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務	インフルエンザ感染鳥等の疫病品等の非定常緊急対応により、運営事業者が負担した費用は別途精算協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	疫病品等の非定常緊急対応を原因として、著しく費用が増加した場合には、協議を行います。
180	234	第3	1	(1)	カ(イ)受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務	粗大ごみ受入ヤードの選別作業は、貴市の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	235	第3	1	(2)	イ(エ)駐車場	運営対象施設の駐車場利用は、貴市条例に基づき使用料を支払うことにより利用できると思いますが、運営事業者が使用する駐車場については、同条例第6条に規定する使用料の減免に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	235	第3	1	(2)	イ(エ)駐車場	「運営対象施設の駐車場利用は、豊橋市行政財産使用料徴収条例(昭和39年豊橋市条例第21号)に基づく使用料を支払うことにより利用できる。」とあります。 貴市条例には「当該使用1回につき2,400円の範囲内」とありますが、駐車場料金は「2,400円/日/台」で見積計上するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.181の回答を参照してください。
183	235	第3	1	(2)	キ 関係官公署の指導等	「運営事業者は運営期間中、関係官公署の指導等に従う。なお、関係官公署の指導や、法改正に伴い設備やシステムの改造等が必要な場合、市と協議のうえ、軽微な改造等については運営事業者の負担とする。」とありますが、法改正により軽微な改造が必要となり、そのために費用が発生する場合の費用負担については、貴市と協議させていただきませんか。	原則要求水準書のとおりとしますが、協議は行います。
184	235	第3	1	(2)	キ 関係官公署の指導等	「なお、関係官公署の指導や、法改正に伴い設備やシステムの改造等が必要な場合、市と協議のうえ、軽微な改造等については運営事業者の負担とする。」とありますが、軽微な改造等であっても、費用負担者については貴市と協議の上決定することとさせていただきますでしょうか。新たな仕様や業務の追加に対する費用負担の全てを運営事業者とするのは公平性の観点で疑義があります。	質問No.183の回答を参照してください。
185	237	第3	1	(2)	セ 保険	貴市が運転する重機は、貴市にて自動車保険等へ加入する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
186	237	第3	1	(2)	ソ 地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、豊橋市・田原市在住者であることを証するものは、電気・水道等の公共料金支払証でよろしいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所(個人情報)の開示に触れる可能性が高いため伺います。	「1 入札説明書に関する質問に対する回答」の質問No.44の回答を参照してください。
187	238	第3	1	(5)	ア 運営期間終了時の機能検査(ウ)	20年間の事業期間に適切な整備を実施した場合であっても、稼働年数の経過により経年劣化等が発生し21日目時点で竣工時と全く同等の施設状態とすることは困難であることから、「20年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、21年日以降においても安定的な稼働が継続できること」は現実的ではないと思料します。また、「補修費の年平均額程度の水準」とありますが、大規模改修費を除いた整備費用の年平均額という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	238	第3	1	(5)	イ 運営期間終了後の運営方法の検討(イ)	「新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示」とありますが、当該資料のうち、事業者の競争力に関わる技術情報及び営業情報等を含む資料については、その開示内容・範囲・方法等について、事前にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、運営上必要な資料の開示について事業者は最大限協力を行うものとしてください。
189	238	第3	1	(5)	イ 運営期間終了後の運営方法の検討(イ) a	運営事業者が開示する資料の内容については、貴市と協議の上、貴市と運営事業者が合意した範囲の内容とさせていただきます。また、運営事業者が開示する対象は、資格審査通過者ではなく、選定後の運営事業者に限定させていただきます。運営事業者の営業上、技術上の守秘情報の拡散を防ぐ目的です。	開示資料は、運営事業者の営業上、技術上の守秘情報の拡散を防ぐという観点から運営事業者と合意した範囲とします。ただし、資格審査通過者に対しては、事業費算定に必要な資料、選定後の運営事業者には、その後の運営に支障が生じない範囲で必要な資料ということで段階的に開示範囲を設けることとしますので、事業者は最大限協力を行うものとしてください。
190	240	第3	2	(1)	全体組織計画(エ)	第2種ボイラ・タービン主任技術者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。また、当該技術者について、SPCが運営維持管理業務を主に委託する構成員に配置しても宜しいでしょうか。	前段:免状の交付を受けた主任技術者を想定しています。 後段:法令等に違反がないことを条件に提案を可としますが、運営事業者の所属とすることが望ましいです。
191	240	第3	2	(1)	全体組織計画(オ)	第2種電気主任技術者について、SPCが運営維持管理業務を主に委託する構成員にて配置して宜しいでしょうか。	質問No.190の回答を参照してください。
192	242	第3	3	(2)	運転条件(キ)	貴市が調達し、ご使用される重機は、貴市の責任と負担において維持管理して頂けるものと認識してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
193	242	第3	3	(3)	対象廃棄物の受入 ア	「ア 運営事業者は、搬入される対象廃棄物をごみピットやヤード等の受入設備にて受入可能である限り、受け入れる。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を市に報告し、市の指示に従う。」とありますが、この項目は貴市の所掌範囲であるため、削除いただけないでしょうか。	「運営事業者は、搬入される対象廃棄物をごみピットやヤード等の受入設備にて受入可能である限り、受け入れるための協力を行うものとする。なお、受入が困難となる恐れが生じた場合、直ちにその旨を市に報告する。」に読み替えるものとします。
194	242	第3	3	(3)	対象廃棄物の受入 イ	「イ 運営事業者は、ごみ搬入車両に対し、必要に応じて各施設までのルートとごみの荷下ろし場所について、案内・指示を行う。」とありますが、この項目は貴市の所掌範囲であるため、削除いただけないでしょうか。	市の業務所掌ではありますが、文章中に「必要に応じて」とありますので、要求水準書のとおりとします。運営事業者が担当する業務を行っている範囲において必要が生じた場合には、案内・指示を行ってください。
195	243	第3	3	(5)	搬入管理 (7)	「運営事業者は、自らの業務範囲において適切な搬入管理を行うとともに、市が実施する搬入管理について協力する。」とありますが、他業務従事者による兼務での作業協力と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
196	245	第3	3	(17)	ア (イ)基準値	要求水準を前提に排ガス水銀基準値の遵守策を提案いたしますが、当該遵守策を講じても基準値の超過が生じる場合、ごみ中水銀が要求水準よりも高いことが想定されます。ごみ起因のため、提案以上の対応(設備改造、活性炭吹込増等)を要する場合は、貴市が費用等をご負担して頂けないでしょうか。また、基準値順守のための共通条件として、ごみ中の水銀濃度をご教授ください。	前段:落札者決定基準の内容を踏まえ、公害防止基準を満足するための取組みについては評価を行います。その上で、提案以上の対応を要する場合は、合理的な範囲は市が負担します。 後段:ごみ中の水銀濃度は0.03mg/kg-WSとしてください。
197	245	第3	3	(17)	ア (イ)基準値	表3-4の水銀の項目において、「連続測定が左記の基準値を…」とありますが、水銀の連続測定における運転基準値、要監視基準値、停止基準値は1時間平均値との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	247	第3	4	—	維持管理業務	市の業務範囲として豊橋市単独施設における備品・什器・物品の調達に係る業務とあります。 P145に剪定枝の投入用重機は市が調達とありますが、上記の備品または物品に該当すると考えてよろしいでしょうか。 また、豊橋市単独施設で使用するその他の重機(ショベルローダ、バックホー、フォークリフト等)、運搬車両(P141に記載のコンテナ4tおよびコンテナキャリー車、台車付き収納コンテナ)等は、上記の備品・物品として該当する(貴市業務範囲)と考えてよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:質問No.175の回答を参照してください。
199	247	第3	4	(2)	備品・什器・物品・用役の管理 (イ)	「運営事業者が使用する備品類(机・ロッカー・TV等)は、必要な時期(必要な時期とは、運営事業者及び建設事業者が本事業において必要と考える時期であり、設計・建設期間も含む。)に運営業務において調達・購入する～」とあります。 運営事業者が使用する備品類(机・ロッカー・TV等)は建設事業者において調達・購入してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
200	247	第3	4	(2)	備品・什器・物品・用役の管理 (イ)	運営事業者(又は運営事業者から運営維持管理業務を受託する構成企業)が調達・購入する備品類の所有権は、備品類を調達・購入した者に帰属すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	251	第3	5	(2)	環境保全計画 (ア)	「～環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画(敷地内、周辺)を作成し、市の承諾を得る。」とあります。測定項目・方法・頻度・時期については、法令基準に準拠した上で、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
202	251	第3	5	(2)	環境保全計画 (イ)	「周辺の環境調査については、現在市で実施している環境調査項目、時期、頻度等を参考として行う(「添付資料 21 環境追跡調査結果」参照。)」とあります。環境調査の項目、時期、頻度及び調査場所は添付資料21と同等と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
203	252	第3	6	(1)	イ 優先順位	蒸気供給契約について、契約当事者と契約条件(契約書案)をご提示いただくことは可能でしょうか。また、当該契約条件について、協議により変更することは可能でしょうか。	蒸気供給契約の契約当事者は市とりずば豊橋の運営事業者(又は指定管理者)となるため、契約条件は提示できません。なお、蒸気の供給条件については、質問No.218の回答を参照してください。
204	253	第3	6	(1)	ウ 電力の取扱い (イ)	「市は、運営期間を通じ、電気事業者と本施設の売電に係る契約を締結する。」とあります。売電に係るアンシラリー料金は貴市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	259	第3	9	(2)	除雪	「運営事業者は、降雪時又は降雪後の適切な時期に除雪を行う。具体的には、運営対象施設内の降雪に対し、構内通路を中心に車両や人の通行の妨げや安全性に影響する融雪剤の散布、積雪の除去作業を行う。」とあります。既設工場における、除雪作業の内容と頻度等の実績についてご教示願います。	当該項目は、降雪があった場合に事業者に対応を求めるものであり、これまでに既存工場ではほとんど実績はありません。
206	259	第3	9	(3)	ア 業務の対象範囲	既存施設敷地の芝生面積および植木の種類・本数をご提示いただけますでしょうか。	植栽の種類・本数について提示できる資料はありませんが、既存施設敷地内で緑地として取扱う範囲について、別途提示します。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
207	259	第3	9	(3)	ア 業務の対象範囲	調整池の植栽は対象範囲でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
208	260	第3	9	(4)	見学者対応等	申込受付・日程調整・施設の案内・説明は、貴市が主体的に対応されるものであり、運営事業者は貴市のご要請に応じて技術的サポートを行う程度の対応と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	260	第3	9	(4)	見学者対応等	「運営事業者は、市及び田原市が行う施設見学の申込受付、日程調整、ごみ焼却施設及びリサイクル施設内の案内・説明に協力する～」とあります。運営事業者が協力させていただく内容について、具体的な作業内容を想定されていればご教示願います。	質問No.208の回答を参照してください。
210	262	第3	10	(1)	ク 日曜日における粗大ごみの搬入受付業務	市の業務として「市民からのごみ持込みの予約受付(月曜日から金曜日)及び日曜日における粗大ごみの搬入受付業務を行う。」とあります。施設機器の運転が不要な場合、粗大ごみ処理施設作業員は、日曜日に出勤する必要が無いとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
211	添付資料全体	—	—	—	全体	添付資料に提示頂いている全図面のCADデータを頂けないでしょうか。特に「添付資料2 配置平面図(標準案)」に関しては、貴市が所有する敷地の範囲及び設計・建設業務の建設用地を示す赤い実線が入ったCADデータをお願いします。	別途提示します。
212	添付資料 P.1	—	—	—	添付資料1 事業工程(想定)	【本体工事(第1期)】において、管理棟付属設備移設に太陽光パネルがございますが、要求水準書P10解体工事では、管理棟屋上太陽光パネル撤去とあります。要求水準書を正とし、太陽光パネルは撤去としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
213	添付資料 P.13	—	—	—	添付資料4 ボーリング柱状図	ボーリング柱状図のNo4～No6においては、表層付近に「腐植物」が確認されています。一般的に「腐植物」が確認されている土壌では「メタンガス等」発生のおそれがあるとされています。事業者において実施する地質調査において「メタンガス等」が確認された場合は、工事計画・工事工程等に影響が生じますので、別途協議して頂けると理解してよろしいでしょうか。	工事計画・工事工程等に大きな影響が生じる場合は、協議を行います。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
214	添付資料 P.35	-	-	-	添付資料6 施設周辺設備の現況と取合点	工事中給水は有償にて既設取り合い点から使用できると考えて宜しいですか。その場合、工事中給水の引込み経路を御指示下さい。	お見込みのとおりです。なお、取合点は要求水準書添付資料8 新設、解体及び準備工事の内容(標準案)のうち、ユーティリティ配管 現況・改修図(雑用水配管)に示す現況の範囲で、既存施設の運転及び建設工事に支障の無い場所を取合点としてください。
215	添付資料 P.40	-	-	-	添付資料8 新設、解体及び準備工事の内容(標準案)	工事番号90の新洗車棟建設工事は1期工事と記載いただいておりますが、2期工事での実施もお認め頂けないでしょうか。	要求水準書(P.176 第2 6 (2) ウ(チ) )にて提案を可としています。
216	添付資料 P.43	-	-	-	添付資料8 解体工事	煙道廻り通路が除外されていますが、解体工事の解体範囲と表記されています。煙道廻りの通路は解体するとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	添付資料 P.77	-	-	-	添付資料15 計量・車両条件一覧(参考)	パターン2の不燃ごみ委託車の搬入車両台数について、日最大4台、平均7台とありますが平均の方が多くなっています。いずれかが誤記でしょうか。	誤記のため、「日最大7台、平均4台」に修正します。
218	添付資料 P.93	-	-	-	添付資料22 りすば豊橋への蒸気供給量	りすば豊橋からの復水の返送圧力及び温度をご教示頂けないでしょうか。	蒸気供給圧力 0.49MPa 蒸気供給温度 200℃ 最大蒸気供給量 3t/h 復水返送量 3t/h以下 上記以外に提示できるデータはありません。
219	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号74の仮設計量棟進入退出車両動線整備につきまして、概略工事仕様に西工場棟北側動線拡幅と記載がありますが、様式添付資料32の計上場所を教えてください。下記3項目の計上はありますが、西工場北側動線拡幅の設置及び解体工事の計上が見受けられません。 ①管理棟南側スロープの道路勾配の変更 ②リサイクルプラザ北側道路の拡幅整備 ③仮設駐車場及び仮設計量棟付近道路整備	②に含めて計上してください。
220	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号83の建築雑排水槽解体撤去につきまして、添付資料32の計上場所を教えてください。既設配管関連の撤去や、仮設で造る雑排水槽の撤去は見受けられますが、既設の建築雑排水槽本体の撤去が見受けられません。	Ⅲ解体工事科目(1期)の6.防火水槽他解体工事に含まれます。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
221	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号84の建築汚水槽解体撤去につきまして、様式添付資料32の計上場所を教えてください。 既設配管関連の撤去や、仮設で造る汚水槽の撤去は見受けられますが、既設の建築汚水槽本体の撤去が見受けられません。	Ⅲ解体工事科目(1期)の6.防火水槽他解体工事に含まれます。
222	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号85の放流水槽解体撤去につきまして、様式添付資料32の計上場所を教えてください。	Ⅲ解体工事科目(1期)の6.防火水槽他解体工事に含まれます。
223	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号118の温室電力配電盤解体撤去につきまして、様式添付資料32の計上場所を教えてください。	Ⅳ準備工事(1期)細目の11電気ケーブル切り回し工事に含まれます。
224	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号119の温室蒸気供給設備につきまして、添付資料32内の計上場所を教えてください。 現地調査時に説明頂きました、敷地外道路を渡っている配管受けのスタクション鉄骨等の工作物撤去の計上が見受けられません。 また、上記の件について配管の撤去につきましては、以下の項目が該当すると考えて宜しいでしょうか。2期準備工事1-6蒸気・復水で計上されている『西工場棟内2F蒸気蓄熱設備→温室団地B STPG150A屋外露出の240m』、『温室団地B→西工場棟内2F蒸気蓄熱設備 STPG65A屋外露出の240m』の2項目の事と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
225	添付資料 (EXCEL)	-	-	-	添付資料32 解体工事・準備工事内訳書(参考)	要求水準書添付資料8 工事番号120の東工場解体撤去につきまして、曝気槽の撤去も含むとありますが、様式添付資料32の計上場所を教えてください。	Ⅱ解体工事科目(2期)1.東工場科目、1.東工場細目に含まれます。

入札説明書等に関する質問に対する回答

3 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	8	1	(1)	エ②	作業環境及び施設利用者の安全確保	「施設利用者に対する安全」とありますが、施設利用者とは見学者及び直営車、事業系持込車、家庭系持込車を指すという理解で宜しいでしょうか。 また、様式15-1-8にも同様の表現がありますが、そちらも同様の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	8	1	(2)	ア①	温室効果ガスの抑制	「温室効果ガスの最小化を期待する。」とありますが、J-クレジットの購入等による温室効果ガス排出量の削減は認められないとの理解でよろしいでしょうか。当該提案が認められた場合、見かけ上の温室効果ガス削減量を際限なく増やすことが可能になり、「環境負荷を低減する環境にやさしい施設」に貢献する提案を評価する、という落札者決定基準の趣旨から外れてしまうと考えます。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式第3号 様式第6号			参加表明書 参加資格審査申請書	グループ名は代表企業の名称(例:〇〇)を冠し、「〇〇グループ」としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式第3号 様式第6号			参加表明書 参加資格審査申請書	連絡先には担当者の情報を記載し、担当者の認印を押すことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式第4号			構成員及び協力企業一覧表	一覧表の各業務の名称「豊橋田原ごみ処理施設の建築物の設計・建設を行う者」となっていますが、「設計」と「建設」を別の会社が行う場合には、「建築物の設計を行う者」と「建築物の建設を行う者」との分けて、それぞれの企業名を記載することとして宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	様式第4号			構成員及び協力企業一覧表	焼却灰の資源化を行う者等の各業務名が様式にて明記されておりますが、元の様式に記載の無い業務(例:スラグの資源化、金属類の資源化)を担う企業を構成員、協力企業とする場合は、元の様式の業務名称を修正して申請しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式第5号			予定する建設事業者の構成	参加資格審査申請書類提出時点では、特定建設工事共同企業体の協定書の写しを提出する必要はなく、基本契約書締結後に基本契約書第6条第2項に従い、原本証明付き写しを提出すれば良いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	様式第6号 [2/4]			参加資格審査申請書	貴市への建設工事等競争入札参加資格審査申請において、社長から支店長に委任をさせて頂き、使用印鑑届は支店長印で登録しています。従いまして、本入札の参加資格審査申請は支店長を代表者とさせて頂きます。ここでいう使用印鑑届とは、貴市の入札参加資格申請にいて登録済みの使用印鑑を指し、本入札において任意様式にて再度届け出るもの、と理解して宜しいでしょうか。	既に登録済みの使用印鑑を使用する場合は、改めての使用印鑑届の提出は不要です。
7	様式第6号 [2/4]			参加資格審査申請書	納税証明書(法人事業税と地方税)について、本社より入札・契約に関して委任された、貴市の入札参加資格審査申請書受付簿に登録されている支店が本事業の契約者となる場合は、当該支店の納税証明書のみ提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
8	様式第6号 [2/4]			参加資格審査申請書	提出する納税証明書について、下記の事項をご教示願います。 ①消費税及び地方消費税、法人税については、未納の税額がないことの証明(「その3の3」(消費税及地方消費税と法人税))を提出することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。 ②法人市民税については、貴市入札参加資格者名簿に記載の者は本店所在地の場所に関わらず、貴市名簿上の事業所の市町村での法人住民税を提出、名簿非記載の者は本店所在の市町村での法人住民税を提出するということがよろしいでしょうか。都道府県民税も合わせて必要でしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録しているものは、お見込みのとおりです。建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていないものは構成企業となることができないので注意してください。都道府県民税も合わせて提出してください。
9	様式第6号 [2/4]			参加資格審査申請書	貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3か年分)について、構成企業の中には事業期間が4月から3月ではない会社も含まれますが、提出時点で発行可能な直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書の写しをご提出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式第6号 [2/4] [3/4]			参加資格審査申請書	「監理技術者資格の免状の写し等」とありますが、監理技術者資格者証の写しを提出すれば充足しますでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	様式第6号 [2/4] [3/4]			参加資格審査申請書	監理技術者資格者証を有する者の証明にて、提示する資格者は現時点での配置予定者のため、複数名提示してもよろしいでしょうか。もしくは、資格者証の写し提出を誓約書(任意様式)の提出に代えてもよろしいでしょうか。	参加資格申請時点で、配置予定技術者を確定できない場合は、配置可能性のある技術者を複数名提示することを、可とします。
12	様式第6号 [2/4] [3/4]			参加資格審査申請書	建築物の設計・建設及びプラント設備の設計・建設、既存施設の解体撤去を行う者につき配置予定の監理技術者は、やむを得ない場合、工事着工時及び施工期間中に変更をお認め頂けますでしょうか。	参加資格申請時点で、工事着工時の配置予定技術者を確定できない場合は、配置可能性のある技術者を複数名提示することを、可とします。 施工期間中については、具体的な事象を踏まえ、別途落札者と協議を行います。
13	様式第6号 [4/4]			参加資格審査申請書	配置予定の現場統括責任者は、複数人登録しても宜しいでしょうか。	参加資格申請時点で、配置予定現場統括責任者を確定できない場合は、配置可能性のある現場統括責任者を複数名提示することを、可とします。
14	様式第6号 [4/4]			参加資格審査申請書	配置予定の現場統括責任者は、やむを得ない場合、運営開始時、また運営開始後2年以内でも変更を認めて頂けますでしょうか。	参加資格申請時点で、運営開始時の配置予定現場統括責任者を確定できない場合は、配置可能性のある現場統括責任者を複数名提示することを可とします。 なお、運営開始後については、原則要求水準書(P240 6 第3 2 (1) (ウ))のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
15	様式第7号			委任状(代表企業)	構成企業が多数にのぼる場合、ご指定の様式第7号1枚にまとめることが難しいため、構成企業ごとに1枚の委任状を作成し提出してもよろしいでしょうか。	構成企業ごとに1枚の委任状とすることを、可とします。
16	様式第7号			委任状(代表企業)	1社ごとに1枚の委任状の作成をお認めいただけない場合、構成企業全社を1枚の委任状に記載する必要がございます。この場合、押印箇所の確保のためにA3用紙を用いて作成してもよろしいでしょうか。	質問No.15の回答を参照してください。
17	様式第8号			委任状(代理人)	本様式は、貴市へ指名参加登録している代表企業の代表者(支店長)から代理人(実務担当者)への委任状であると理解して宜しいでしょうか。また、やむを得ない事情で参加表明から契約までの間に実務担当者が変更になった場合、変更の届出を出すことにより変更を認めて頂けますでしょうか。	支店長に代表者が委任されている場合に再度の実務担当者への委任は不要です。
18	様式第9号			各業務を担当する者の要件を証明する書類	実績証明の契約書の写しは、鏡等、実績が分かる部分のみで宜しいでしょうか。	当該資格申請者が実績有していること、実績等の内容を確認できることを条件に、可とします。
19	様式第9号-1			「入札説明書 第3章 2 (1) ⑤」に規定する施設的设计・建設工事受注実績	実績を証明する書類、施設のパンフレットの添付について、設計建設、運営等で同一実績を使用する場合、2回目以降は添付を省略しても宜しいでしょうか。	省略する書類の参照先が確認できることを条件に、可とします。
20	様式第9号-7			「入札説明書 第3章 2 (4) ①ア」に規定する施設の運転管理業務実績	運営・維持管理の実績は、SPCからの受注でも宜しいでしょうか。その場合は、自治体とSPC間の契約書、及びSPCと構成員間の契約書の両方の提出が必要でしょうか。	いずれもお見込のとおりです。
21	様式第9号-7			「入札説明書 第3章 2 (4) ①ア」に規定する施設の運転管理業務実績	地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成)において、入札参加者が本事業にて提案するごみ処理方式(機種)の運転管理業務実績を1年以上有することを証明する書類について、PFI(DBOを含む)事業を実施している施設の場合は、市から運営を受託しているSPCから発注された契約書の写し等でもよろしいでしょうか。	質問No.20の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
22	様式第9号-8			「入札説明書 第3章 2(4)①」に規定する運転管理業務実績	地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設(リサイクル施設(10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設(当該施設の処理対象物を含むこと可。))の運転管理業務実績を1年以上有することを証明する書類について、PFI(DBOを含む)事業を実施している施設の場合は、市から運営を受託しているSPCから発注された契約書の写し等でもよろしいでしょうか。	質問No.20の回答を参照してください。
23	様式第9号-9			「入札説明書 第3章 2(4)②」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成)において、入札参加者が本事業にて提案するごみ処理方式(機種)の、現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年以上配置できることを証明する書類について、PFI(DBOを含む)事業を実施している施設の場合は、市から運営を受託しているSPCから発注された契約書の写し等でもよろしいでしょうか。	当該現場総括責任者がSPCに所属して業務を実施した場合には、自治体とSPC間の契約書のみを提出してください。当該現場総括責任者がSPCから委託された運転管理会社に所属して業務を実施した場合には、自治体及びSPCと構成員間の契約書の両方を提出してください。
24	様式第14号	別紙1		入札価格参考資料	年度毎の事業費をご提出する指示がございますが、各年度に債務負担行為上限額はないものと理解してよろしいでしょうか。(ただし事業費総額が債務負担行為額を下回ることを前提とします)	お見込みのとおりです。ただし、入札価格が予定価格を超過した場合は失格となります。
25	様式14号	別紙1～3		入札価格参考資料	代表者印で封緘した封筒に入れて提出しますが、受付グループ名は、代表企業名ではなく、参加表明書等に記載しているグループ名で宜しいでしょうか。	受付グループ名は、参加資格審査結果通知書に記載されたグループ名としてください。
26	様式第15号			設計・建設及び運営業務に関する提案書	ページ数がA4版・縦・2ページ以上の様式については、A4版・縦・2ページをA3版・横・1ページにまとめて作成してもよろしいでしょうか。	A4版・縦で作成してください。
27	様式第15号-2-1	別紙		二酸化炭素排出量	年間稼働日数は280日となっておりますが、要求水準書に記載されている焼却処理量103,189t/年(令和10年度)及び処理能力417t/日から算出すると年間稼働日数は248日となります。事業者の方で再入力して宜しいでしょうか。	様式第15号-3-1(別紙1及び別紙2)の稼働条件の二酸化炭素排出量として算定してください。年間稼働日数は空白として修正してください。
28	様式第15号-2-1	別紙		二酸化炭素排出量	各社レベリングの観点より、本紙に係る電力量の条件としてりすば豊橋への場外余熱の供給・返送条件は下記としてもよろしいでしょうか。 供給時間:24時間、365日(ただし、全休炉時は除く) 供給量:3t/h 復水温度:60度(全量返送)	左記の条件で検討してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
29	様式第15号-2-1	別紙		二酸化炭素排出量	熱供給の項目が場内給湯、リサイクル施設のみとなっておりますが、りすば豊橋への蒸気供給も本計算に考慮してよろしいでしょうか。	質問No.28の回答を参照してください。
30	様式第15号-2-1	別紙		二酸化炭素排出量	D12の単位はt/年と読み替えてよろしいでしょうか	「t/年」と読み替えてください。
31	様式第15号-2-1	別紙		二酸化炭素排出量	D22の単位はt-CO2/tと読み替えてよろしいでしょうか	「t-CO2/t」と読み替えてください
32	様式第15号-3-1	別紙1		電力収支及び発電効率	各社レベリングの観点より、本紙に係る電力量の条件としてりすば豊橋への場外余熱の供給・返送条件は下記としてもよろしいでしょうか。 供給時間：24時間、365日(ただし、全休炉時は除く) 供給量：3t/h 復水温度：60度(全量返送)	左記の条件で検討してください。
33	様式第15号-3-3			金属類の資源化	「金属類の資源化量の最大化に期待する。 粗大ごみ処理施設で選別・回収する金属類の品質確保(純度、回収方法等)について、設計面及び運営面からの計画性と妥当性を期待する」とあります。 また様式15号-3-3には計画処理量に対して金属類の資源化量・資源化率を記載する欄があります。鉄・アルミについては粗大ごみ処理施設での破碎・選別による金属回収により、ごみ焼却施設には原則として金属類は混入しないものと考えられるため、粗大ごみ処理施設での金属類の資源化量及び資源化率のみ記載すればよろしいでしょうか。	粗大ごみ処理施設から回収される鉄、アルミについては粗大ごみ処理施設にて計上し、焼却炉回収金属、メタルは、ごみ焼却施設にて計上することをご提案ください。なお、それぞれの量が分かるように記載してください。
34	様式第15号-3-3			金属類の資源化	「金属類の資源化量の最大化に期待する。 粗大ごみ処理施設で選別・回収する金属類の品質確保(純度、回収方法等)について、設計面及び運営面からの計画性と妥当性を期待する」とあります。様式第15号3-4にメタルに関する資源化の項目があるため重複評価となることから、ここでいう金属類とは焼却炉回収金属やメタル、スラグとは異なり、「入札説明書p.5(2)⑥資源物の売却業務」で貴市が売却を行う金属と理解してよろしいでしょうか。	様式第15号-3-4は、事業者が外部にて資源化を行う焼却灰、スラグ、メタルの継続性等を評価する項目であり、様式第15-3-3の評価とは重複しないものと考えます。 なお、ストーカ炉等で焼却炉回収金属が発生する場合は、表に追加し、提案してください。
35	様式第15号-3-4			焼却灰、スラグ及びメタルの資源化	「提案書には以下の表を含めることとありますが、搬出物は提案する処理方式によって該当しないものがございますので、該当しない項目は削除して表を作成するとの理解でよろしいでしょうか。」	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
36	様式第15号-4-1			地元雇用や地元企業の活用	地元企業は入札公告時点で豊橋市、田原市に存在する会社と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時点で存在する、豊橋市又は田原市内に本店(建設業法に規定する主たる営業所を含む。)を有する企業とお考えください。
37	様式第15号-4-1			地元雇用や地元企業の活用	販売行為ではなく、中間流通業者の商社行為は、地元経済への貢献額として認められないと理解してよろしいでしょうか。(図2によりますと、地元企業の商社が認められる場合、商社への発注額が全て貢献額へ計上されると思われます。実際に商品を提供するのは地元外企業にも関わらず地元企業を通すだけで貢献額にカウントされるのは、適切な評価の妨げになるものと思慮いたします。)	お見込みのとおりです。
38	様式第16号-1-1	別紙1		事業収支計画 ■SPCのキャッシュフロー表	キャッシュフローは当該年度発生する収入と支払で整理してよろしいでしょうか。実際には法人税の納付タイミングは所得算定年度の翌年度にずれこみますが、キャッシュフロー計画上は、当該所得算定年度に納付するものと見做しても構いませんか。	お見込みのとおりです。
39	様式第16号-1-1	別紙6		費用明細書(固定費用【補修費用を除く】)	G32セルの式は正しくは「=G22+G25+G28+G31」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	様式第16号-1-1	別紙6		費用明細書(固定費用【補修費用を除く】)	H32セルの式は正しくは「=H22+H25+H28+H31」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	様式第16号-1-1	別紙6		費用明細書(固定費用【補修費用を除く】)	G45セルの式は正しくは「=G35+G38+G41+G44」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	様式第16号-1-1	別紙6		費用明細書(固定費用【補修費用を除く】)	H45セルの式は正しくは「=H35+H38+H41+H44」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
43	様式第16号-1-1	別紙1、4、5、6、7、9、11		事業収支計画、費用明細書(スラグ・メタルの有効利用収入)、費用明細書(変動費用)、費用明細書(固定費用【補修費用を除く】)、費用明細書(補修費用)、費用明細書(主灰運搬費)、費用明細書(主灰資源化費用)	金額単位が円単位ですが、円で表示するとフォントが小さすぎて読みづらい懸念があります。ついては千円単位の表示、データは円単位で入力をご了解して頂けないでしょうか。	様式のとおりとしてください。
44	様式18号-1			提案図書概要版	提案図書概要版を400文字以内で作成し、提出することとなっていますが、提案書の審査は様式15号～17号が評価対象であり、様式18号-1については、評価対象外との理解でよろしいでしょうか。様式18号-1は既出の内容であり、事業者としては提案書様式15号～17号を評価対象としていただきたく存じます。	提案図書概要版は、各入札参加者の提案概要を確認するための書類であり、直接評価の対象とするものではありません。ただし、評価に際して、提案図書、施設計画図書、添付資料とともに、総合的判断を行うために使用します。
45	様式18号-1			提案図書概要版	様式18号-1が評価対象となる場合については、事業者によって抽出する数値や表現が異なると思慮いたします。その場合、レベリングの観点から、様式15～17号を参照し同項目を比較いただけますでしょうか。	質問No.44の回答を参照してください。
46	様式第19号			委任状(開札の立会い)	本様式の代理人は、様式8号の代理人と別でも宜しいでしょうか。	代表者が開札に立ち会わない場合は、様式第19号に基づき代理人に委任してください。 なお、合わせて質問No.17の回答も参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

5 基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答案
1	4	5	2		特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	本条第2項、第6条第2項及び第8条第3項に定める違約金の発生条件が同時に満たされた場合であっても、当該違約金を併科されることはないかと理解してよろしいでしょうか。第5条第2項、第6条第2項は、第8条第3項に定める違約金より高い額の違約金を設定するための特則と理解しておりますので、お伺いする次第です。	第5条第2項と第6条第2項は、いずれも第8条第3項の特則ですので、第8条第3項と重複適用はされません。これに対し、第5条第2項と第6条第2項とは、互いに独立した条項であるため、重複適用の可能性があります。
2	5	8	3		特定事業契約の不成立	「落札者の責めに帰すべき事由により特定事業契約につき仮契約が締結されず又は本契約として成立しなかった場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、落札者が代表企業、構成員以外の協力企業も含まれる場合、構成員と協力企業相互にとってリスクが大きすぎると考えます。この条項における落札者は代表企業及び構成員としていただけではないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、基本協定書(案)及び基本契約書(案)に規定する損害賠償金、違約金等に係る「共同連帯」または「連帯」は、構成企業全社による共同負担を義務付けているものではありません。
3	5	9	2		有効期間	「本基本協定の終了後も、第5条、第6条、前条、第10条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」とありますが、第5条、第6条の違約金に関する事項は建設工事請負契約書及び運營業務委託契約書にも記載があります。基本協定書が終了した後も有効になるため、基本協定書と建設工事請負契約書及び運營業務委託契約書の各々に発生すると理解しますので、重複して違約金が課せられることはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	6	10	3	(4)	秘密保持	「発注者と落札者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー」とありますが、貴市のアドバイザー様、貴市及び当社の3者で守秘義務契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	「発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー」の誤りです。
5	6	10	4		秘密保持	受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、開示にあたっては事前の通知をしていただき、開示範囲についても協議できるものとしていただけないでしょうか。	法令その他市の諸規定に基づく必要な措置であるため、原文のとおりとします。ただし、取扱いについては、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で、協議を行います。
6	7	13			債務不履行等	「発注者及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。」と規定されますが、民法の原則に従い、賠償義務は帰責性のある場合に限られるという理解でよろしいでしょうか。	原則はお見込みのとおりと考えますが、義務を履行しない理由に応じて判断することが想定されます。

入札説明書等に関する質問に対する回答

6 基本契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1		入札説明書等の優先順位	契約書の解釈の優先順位について、質問回答書が特定事業契約に劣後しておりますが、質問回答書で得られた特定事業契約の解釈については適宜適用されるという理解でよろしいでしょうか。	「1 入札説明書に関する質問に対する回答」の質問No.1の回答を参照してください。
2	1	4	3		入札説明書等の優先順位	当該要望、指摘等を実現するには追加コストが発生する、または工期に影響がある場合、貴市と協議の上、合理的に認められる範囲については、工期の変更及び契約金額の変更を認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	変更を認めるか否かは、事業者と協議のうえで、要望、指摘等の内容に応じて判断します。事業者は、当該要望、指摘等に関し、誠意をもった対応及び市との協議をお願いします。
3	2	7	2	(1)	運営事業者の運営	「市又は田原市内とし」は「豊橋市内又は田原市内とし」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	3	7	8		運営事業者の運営	運営事業者の財務諸表等の公表に際しては、開示範囲や開示対象について事前に運営事業者と協議させていただけますでしょうか。	原文のとおりとしますが、取扱いについては、必要に応じて落札者決定後の契約協議の中で、協議を行います。
5	3	8	5		特定事業契約	「前各項の規定にかかわらず、発注者は、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に書面により通知することにより、特定事業契約を解除することができる。」とありますが、解除される特定事業契約は各当事者が受注した契約のみであり、その他の契約の解除は無いものと理解してよろしいでしょうか。	本条項に基づき特定事業契約を解除する場合には、特定事業契約を構成する各契約も解除となります。あわせて各契約書の該当箇所もご参照してください。 建設工事請負契約書 第44条第1項 運営業務委託契約書 第50条第1項 主灰等運搬業務委託契約書 第36条第1項 主灰等資源化業務委託契約書 第35条第1項
6	4	8	6		特定事業契約	「第1項から第4項までの規定にかかわらず、発注者は、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に書面により通知することにより、特定事業契約を解除することができる。」とありますが、解除される特定事業契約は上記解除事由に該当した当事者が受注した契約のみであり、その他の各当事者の受注業務の契約の解除は無いものと理解してよろしいでしょうか。	本条項に基づき特定事業契約を解除する場合には、特定事業契約を構成する各契約も解除となります。質問No.5の回答に示す該当箇所もご参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

6 基本契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7	7	21			損害賠償	<p>「本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。」とあります。</p> <p>①建設段階のみ参加する企業と運営段階のみ参加する企業とが相互に保証することは困難であること。</p> <p>②内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において規定される「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方に適合しないこと。</p> <p>③リスク分担を考慮した構成員・協力企業を選定するが、本連帯保証条項が設定されると適正なリスク分担が行えず、構成員・協力企業を選定を行うことが困難となる。特に主灰等運搬企業や主灰等資源化企業が当該規定を過大なリスクと判断して本事業への参画を見送った場合、落札者決定基準No.17にある「将来にわたる事業実施の担保等、継続性」の確保に支障を来す恐れがあること。</p> <p>上記理由により発注者に損害を与えた場合の発注者の損害賠償請求は当該帰責企業のみとしていただけないでしょうか。</p>	<p>原文のとおりとします。</p> <p>なお、本基本契約に基づき損害賠償請求を行う場合には、受注者(構成企業及び運営事業者)に対して行うこととなりますが、受注者内における賠償金の支払者(帰責企業が支払う等)は問いません。</p>
8	8	23	4		秘密保持	<p>受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、開示にあたっては事前の通知をしていただき、開示範囲についても協議できるものとしていただけないでしょうか。</p>	<p>「5 基本協定書(案)に関する質問に対する回答」の質問No.5の回答を参照してください。</p>

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(4)	総則	新型コロナウイルスの蔓延等の様な疫病の蔓延より、日本政府または自治体首長等から発せられる活動自粛要請等により生じた工事の中断は、不可抗力として扱われると考えてよろしいでしょうか。	コロナ等疫病は不可抗力には含まないと考えますが、国及び県の通知等に基づく対応を基本として協議します。
2	1	1	2	(4)	総則	「不可抗力」にはCovid-19を含む疫病の流行で、契約時点では予測できなかった影響があるものを含むと考えてよろしいでしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
3	1	1	3		総則	契約書の解釈の優先順位について、質問回答書が特定事業契約に劣後しておりますが、質問回答書で得られた特定事業契約の解釈については適宜適用されるという理解でよろしいでしょうか。	「1 入札説明書に関する質問に対する回答」の質問No.1の回答を参照してください。
4	2	3	2		請負代金内訳書及び工程表	「内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」とありますが、環境省が発行する『循環型社会推進交付金交付取扱要領』により、保険料や福利厚生費は事務用品費等と併せて一般管理費として表示することになっています。また、一般管理費は各費用を積み上げて計上するのではなく、工事原価に所定の率を乗じて得た額の範囲内で決定することとなっていますため、保険料や福利厚生費の個別の費用を内訳に明示することは困難と考えます。つきましては、当該条文を削除いただけないでしょうか。	質問の主旨は理解しました。福利厚生費の取扱の詳細については、落札者と協議し決定します。
5	3	4	1		契約の保証	本事業は工事期間が9年6ヶ月と長期間であることから、第4条第1項(3)(4)(5)による保証の場合は、運営業務委託契約書(案)第4条(契約の保証)第5項同様に、単年度又は複数年度による工事期間中における更新をお認め頂けないでしょうか。	保証の期間は、工期(履行期間)中の更新ではなく、履行期間全体を保証するものとします。
6	3	4	1		契約の保証	第4条第1項(3)(4)(5)による保証は、様式第4号にて示す各工事を行なう者毎に差し入れしてよろしいでしょうか。	受注者(建設事業者)が差し入れてください。
7	3	4	2		契約の保証	契約保証金の額、保証金額又は保険金額については、請負金額の10分の1以上にすることが記載されておりますが、一部の施設(ごみ焼却施設等)の引渡し以降に係る契約保証金の額については、請負金額から引渡した出来高に相応する請負金額を控除した額の10分の1以上とすることで問題ないでしょうか。	保証の額は、部分引渡しに関わらず、請負金額の10分の1以上とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8	7	10	6		現場代理人及び主任技術者等	本条の第6項以下は、第3項以下と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	8	10の5	3		事前調査	「発注者が」の部分は誤記ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	8	11の2	5		業務実施状況のモニタリング	本項において、「第46条第1項第4号」という記載がございますが、かかる規定は存在しません。「第46条第1項第4号」に該当する規定についてご教示ください。	第43条第1項第9号の誤りです。
11	8	11の2	5		業務実施状況のモニタリング	「第46条第1項第4号の規定に該当する事由があるとみなす」とありますが、第46条第1項には第4号がありません。正しくはどの条項を指しますでしょうか。	質問No.10の回答を参照してください。
12	9	13	3		工事材料の品質及び検査等	検査を要する工事材料の検査については、第14条第5項のような監督職員の検査不備の場面が想定されていませんが、仮に発注者が第13条第3項の義務を怠った場合には、第14条第5項を準用して工事を施工しても問題ないでしょうか。	原文のとおりとします。
13	11	18	9		条件変更等	本条の第9項以下は、第3項以下と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	12	18	10,11		条件変更等	①「必要があると認められるときは履行期間もしくは請負金額を変更し」とありますが、ここにいう「必要があると認める」とは、貴市と受注者の協議により当該検討事項に合理性があることが確認された場合、という意味と解釈してよろしいでしょうか。官民の合理的なリスク分配に関する協議が十分に行われることを確認させていただく趣旨の質問です。 ②同様に、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項、第24条第3項、第29条第3項及び第40条第2項についても同様にお伺いします。	①、②のいずれにおいても、受注者との協議のうえで、市が判断します。

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
15	12	19			要求水準書等の変更	本条において、「前条第4項」という記載がございますが、かかる規定は存在しません。「前条第4項」に該当する規定についてご教示ください。	第18条第10項が該当しますが、第10項は第4項の誤りです。
16	12	19			要求水準書等の変更	関連工事の調整の結果、工事内容を変更する必要がある場合、本条において必要があると認めるときに該当するものと理解してよろしいでしょうか。	変更内容によっては該当するものと考えます。
17	12	20			工事の中止	①不可抗力と定義される事象についても、「その他の自然的又は人為的な事象」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、不可抗力に伴う費用負担については第29条に基づきます。
18	12	21	1		受注者の請求による履行期間の延長	「その他受注者の責めに帰すことができない事由」には、定義より「不可抗力」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、不可抗力に伴う費用負担については第29条に基づきます。
19	13	21	2		受注者の請求による履行期間の延長	履行期間延長が第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力による場合は、発注者の指示によるものと解することができるため、発注者の責めに帰すべき事由と考えてよろしいでしょうか。	受注者が、関連工事の調整に協力することで、履行期間の延長が必要となることをあらかじめ発注者に説明し、そのうえで発注者が協力を指示した場合には、お見込みのとおりです。
20	13	25	2		賃金又は物価変動に基づく請負金額の変更	第25条第2項について、「(中略)差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない」とありますが、請負金額の変更をお認めいただいた際には、請負金額の1000分の15以下の金額についてもお支払いいただくと理解してよろしいでしょうか。請負代金が高額であるため、1000分の15以下の変動であっても、数億円の追加費用が発生します。	市が支払うのは、1000分の15を超える額であり、1000分の15以下の金額は受注者の負担となります。
21	13	25	2		賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変更前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならないとありますが、今回1期工事と2期工事で期間が分かれることを踏まえ、1期工事、2期工事を区分して、物価変動に伴う請負金額の変更協議を可能として頂けないでしょうか。長期の工事期間にわたる物価上昇リスクを低減し、事業見積額を適正化することが目的です。	原文のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
22	13	25	2		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	ごみ焼却施設及びリサイクル施設の設計・建設は、土木・建築工事とプラント工事(設機機設備・配管・電気計装工事)の異業種混同工事になります。各業種で物価等の変動が異なるので、各業種毎に本条項を適用して頂けないでしょうか。	業種ごとには適用することは、不可とします。
23	13	25	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価指数等は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えて宜しいでしょうか？ なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説(建設業法研究会編書 大成出版社出版)」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約において妥当なものと考えています。	お見込みのとおりです。
24	15	29	3		不可抗力による損害	「受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。」とございますが、工期延長期間中に生じた不可抗力による損害についても請求できると考えてよろしいでしょうか。	本建設工事請負契約において発注者が履行期間を延長するのは、基本的に受注者に帰責事由が無い場合に限られます。その限りでは、お見込みのとおりです。 (本項は、受注者の帰責事由により延長された履行期間中に生じた損害は想定しておらず、かかる場合には、本項は適用されません。かかる場合、受注者には損害を請求する正当な理由がないとの理解です。)
25	15	29	12		不可抗力による損害	本条の第12項は、第6項と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	15	29	12		不可抗力による損害	第12項となっていますが、正しくは第6項ではないでしょうか。	質問No.25の回答を参照してください。
27	18	35	13		前金払及び中間前金払	本条の第13項以下は、第5項以下と読み替えてよろしいでしょうか。その場合、第36条第1項の「前条第5項」は、修正前の第13項という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	18	35	13		前金払及び中間前金払	本項から、13,14,15,16項と続いています。正しくは5,6,7,8項ではないでしょうか。	質問No.27の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
29	22	42	1		発注者の任意解除権	本項の「第45条」は「第44条の3」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	29	55			仲裁	仲裁合意書の内容が現時点で不明であることから、発注者及び受注者が第54条に定める審査会によるあっせん又は調停により解決を図ったにもかかわらず、あっせん又は調停で解決できない紛争については、仲裁ではなく、第1条第15項に定める専属的合意管轄裁判所での裁判を紛争解決の手段とさせていただきます。	原文のとおりとします。
31	29	56	1		秘密保持	受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、開示にあたっては事前の通知をしていただき、開示範囲についても協議できるものとしていただけないでしょうか。	本条項では、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを定めています。
32	29	56	3	(2)	秘密保持	受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、開示にあたっては事前の通知をしていただき、開示範囲についても協議できるものとしていただけないでしょうか。	「5 基本協定書(案)に関する質問に対する回答」の質問No.5の回答を参照してください。
33	29	56	4		秘密保持	受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、開示にあたっては事前の通知をしていただき、開示範囲についても協議できるものとしていただけないでしょうか。	「5 基本協定書(案)に関する質問に対する回答」の質問No.5の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

8 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	1		総則	契約書の解釈の優先順位について、質問回答書が基本契約及び本約款に劣後しておりますが、質問回答書で得られた基本契約及び本約款の解釈については適宜適用されるといふ理解でよろしいでしょうか。	「1 入札説明書に関する質問に対する回答」の質問No.1の回答を参照してください。
2	1	1	4	(3)	総則	「不可抗力」にはCovid-19を含む疫病の流行で、契約時点では予測できなかった影響があるものを含むと考えてよろしいでしょうか。	「7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答」の質問No.1の回答を参照してください。
3	2	1	10		総則	「受託者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本運営業務委託契約締結時に利用する全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本運営業務委託契約を締結したことをここに確認する。」とありますが、「本運営業務委託契約締結時に利用する全ての情報及びデータ」では対象があまりに広範であるため、「貴市が本事業に関連して公表した全ての情報及びデータ」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
4	2	4	1		契約の保証	「発注者においてその必要がないと認める場合を除き～次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、必要がないと認める場合についてご教示下さい。	豊橋市契約規則第7条第1項第7号に該当する場合には、認める場合があります。
5	3	5	7		業務遂行	①周辺住民との関係において、第5条第7項が適用されるケースと、第19条第1項が適用されるケースをそれぞれどのように理解すればよいかご教示願います。同二条の解釈について、住民対応の主体を委託者と受託者のどちらと捉えるべきか不明瞭な部分があるため、伺う次第です。 ②契約締結後に貴市と住民が締結する契約につき本業務の内容が変更され受託者に追加費用が生じた場合、受託者が貴市に対して合理的に追加費用の金額を説明した範囲で、当該追加費用の貴市負担について協議させていただけますでしょうか。	①住民対応については、市の要請に応じて適切に対応してください。 ②協議は行います。なお、ご質問のような場合には、事前に、業務内容の変更について、追加費用等の影響を含めて協議を行うことが想定されます。
6	5	9	4		知的財産権	本項ただし書きに「受託者の営業上の秘密」とありますが、「受託者の秘密情報(第71条に定義。)」と読み替えてよろしいでしょうか。第71条に基づき保護されるべき秘密情報は「営業上の秘密」に限られないため、お伺いする次第です。	お見込みのとおりです。
7	5	10	1		一括再委託等の禁止	民間資金等活用事業推進委員会の「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」(平成22年3月30日版)21ページの通り、運営受託者から構成企業への委託については、本項を適用しないものと理解してよろしいでしょうか。	受託者(運営事業者)以外の者は第三者に該当しますので、構成企業への委託も本条項は適用となります。

入札説明書等に関する質問に対する回答

8 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8	6	16	1		本運営業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務	「発注者が業務の改善を請求したとき」とありますが、貴市の責に帰すべき事由により受託者から貴市に対して業務の変更の必要性をお伝えした場合には、貴市と受託者で誠実に協議し合意した内容に従い、本項に基づく業務の改善請求を行っていただくこととさせていただきますでしょうか。	市と受託者とが協議のうえ、合意した場合にはお見込みのとおりです。
9	7	20	1		災害発生時などの協力	「発注者と受託者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。」とあります。災害発生時は、本施設への一般市民避難者が来られるでしょうか。また、防災備蓄品の設置が必要でしょうか。必要な場合、防災備蓄品の種類、数量及び費用負担について、ご教示願います。	災害発生時の本施設への一般市民の避難は想定していないため、防災備蓄品は必要ありません。
10	7	20	2		災害発生時などの協力	要求水準書に示す計画処理量を超過する多量の処理対象物が発生する場合だけでなく、要求水準書に定める計画ごみ質から逸脱する多量の処理対象物が発生する場合も、本項の対象としていただけないでしょうか。	計画ごみ質から逸脱した処理対象物の処理に係る追加費用については、第36条に基づき対応します。
11	8	21	2	(5)	資源物等及び余熱に係る取り扱い	本号に基づき、運営業務委託料を変更する際には、提案売電電力量についても見直させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。本施設の電力使用量が増減した場合、売電対象となる余剰電力量も当然に影響を受けることから質問しております。	お見込みのとおりです。
12	11	32	2		性能未達期間中に生じる費用の負担	「発注者に生じた損害は受託者が負担する。」とありますが、逸失利益等間接損害まで受託者負担とすると受託者のリスクが過大となります。「発注者に生じた損害(間接損害は含まない)は受託者が負担する。」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
13	11	32	2		性能未達期間中に生じる費用の負担	発注者が自ら付保した保険による保険金の支払いが為された場合、本項に掲げる受託者の負担金額から控除していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、発注者が付保する保険を適用したことにより、以降の保険料(市の負担額)が増加する場合には、増額分は受託者の負担とします。
14	11	35			ごみ量	ごみ量が著しく計画処理量を超過した場合には、人員を増加する等の固定費の増加も生じることから、固定費の見直しについて協議をお願いいたします。また、変動費の単価についても、使用する用役の使用量が大幅に変わることに伴い調達価格へも影響することから、見直しの協議をお願いいたします。	原文のとおりとしますが、市が合理的と認める場合には協議を行います。

入札説明書等に関する質問に対する回答

8 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
15	14	46	2, 4		本事業終了時の取扱い	運営事業者が貴市に開示する資料の内容については、貴市と協議の上、貴市と運営事業者が合意した範囲の内容とさせていただきます。また、運営事業者が開示する対象は、資格審査通過者ではなく、選定後の運営事業者に限定させていただきます。運営事業者の営業上、技術上の守秘情報の拡散を防ぐ目的です。	「2 要求水準書に関する質問に対する回答」の質問No.189の回答を参照してください。
16	15	47	5		本事業終了時の明け渡し条件	「要求水準書等に規定する運営期間満了時における運営対象施設の状態を満足していることを確認する」とありますが、具体的には要求水準書44頁の表2-29Iに示される保証条件を満足することであると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書238頁、「第3 1 (5) ア」に示す状態をいいます。
17	16	50	1	(10)	発注者の催告によらない解除権	「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項4第1項」は誤植と考えますので、訂正をお願いいたします。	「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項」の誤りです。
18	19	60	3		本運営業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置	第48条に基づく解除の場合は、受託者が本業務を継続する期間について、最大1年とさせていただけないでしょうか。また、第55条及び第56条に基づく解除の場合は、貴市に治癒が困難な履行義務違反等の解除事由が発生しており、契約の継続は困難と考えられることから、受託者は当該義務を負わないこととさせていただけないでしょうか。	原文のとおりとしますが、契約時に協議します。
19	19	60	6		本運営業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置	「発注者は、第1項の場合、運営対象施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ」とありますが、検査費用は発注者負担と考えてよろしいでしょうか。また、検査は本運営業務委託契約が解除される前に実施されると考えてよろしいでしょうか。	検査費用は受託者負担とします。また、検査の実施時期は、契約の解除事由等により、必ずしも解除前に実施されるとは限りません。
20	21	67	1		保険	保険約款及び保険証券の発行は保険の始期日から最大で1ヵ月程度を要しますが、保険約款および保険証券の提出は受領後でよろしいでしょうか。	受領後速やかに提出してください。
21	30	別紙7			保険	別紙7に記載されている第三者賠償責任保険及び機械保険は、あくまで例示であり、付保する保険は事業者が提案する保険であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

8 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
22	30	別紙7			保険	機械保険の加入有無について、受注者帰責事故によって、ごみ焼却施設やリサイクル施設に財物損壊が生じたときに、受注者の法律上の損害賠償責任が補償できる保険に加入していれば、必ずしも機械保険に加入しなくてもよいでしょうか。	質問No.21の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

9 主灰等運搬業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	2	4	1		契約の保証	「発注者においてその必要がないと認める場合を除き～次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、必要がないと認める場合についてご教示下さい。	「8 運営業務委託契約書(案)」に関する質問に対する回答」の質問No.4の回答を参照してください。
2	6	22	3		運搬できない場合の処置	本事業では主灰運搬業務委託契約と主灰資源化業務委託契約が別契約となっていますので、仮に資源化企業の帰責事由によって運搬先および単価が変更となった場合でも、運搬企業へは貴市から差額をお支払いいただけないでしょうか。その後、当該差額について貴市から資源化企業へ求償する、という流れとしていただきたく、お願いいたします。	運搬先及び単価が変更になった場合には、主灰等運搬業務委託契約を変更する必要がありますので、運搬企業に対しては市から支払うこととなります。差額の請求についても市から行うことになると考えますが、主灰等の運搬企業、資源化企業及び市との調整、必要な手続き等については、代表企業が責任を持って支援してください。
3	8	32	1		法令変更	ここにいう「法令」は、およそ全ての「法令」を指すものではなく、「本業務又は受託者に適用」される又はその可能性があるもの、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	18	別紙2			主灰等運搬業務委託料	「入札説明書別紙3に基づいて記載する」とありますが、委託料の算定、支払方法等に関するものについては、入札説明書別紙5と思慮いたします。「入札説明書別紙5に基づいて記載する」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

10 主灰等資源化業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2		総則	文中の「受託者が有する運搬車両にて」とあるが、「受託者の有する処理施設にて」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	4	1		契約の保証	「発注者においてその必要がないと認める場合を除き～次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、必要がないと認める場合についてご教示下さい。	「8 運営業務委託契約書(案)」に関する質問に対する回答」の質問No.4の回答を参照してください。
3	5	17	3		主灰等の資源化	受託者に瑕疵が無い状況で処理受託者側にて、要求水準書に該当しない性状または事象が判明した際に、処理施設にて資源化が行えない場合には、返送含めて貴市と協議できるものとの理解でよろしいでしょうか。	本施設から搬入された主灰等に関しては、協議に応じます。
4	8	31	1		法令変更	ここにいう「法令」は、およそ全ての「法令」を指すものではなく、「本業務又は受託者に適用」される又はその可能性があるもの、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	18	別紙2			主灰等資源化業務委託料	「入札説明書別紙3に基づいて記載する」とありますが、委託料の算定、支払方法等に関するものについては、入札説明書別紙5と思慮いたします。「入札説明書別紙5に基づいて記載する」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※ 別途配付資料について

○ 別途配付資料

・別途提示資料

本質問回答書の中で別途提示すると回答した資料は、以下のとおりです。

別 途 提 示 資 料 目 次

		該当質問	
		書類名	質問No.
追加資料	1	添付資料3 所掌区分図(標準案)(修正)	要求水準書 3
追加資料	2	雨水取合枘について	要求水準書 18
追加資料	3	小動物の搬入頻度等について	要求水準書 34
追加資料	4	繁忙期におけるリサイクル施設への搬入車両台数について	要求水準書 39
追加資料	5	見学者数の詳細について	要求水準書 137
追加資料	6	緑地として取扱う範囲について	要求水準書 206
追加資料	7	添付資料のCAD図について	要求水準書 211

・様式集の追加配付

後日配付することとなっております、様式第13号-1(設計数値表)を合わせて配付します。

○ 配付手続き

・配付期間

令和4年1月7日(金)から令和4年1月17日(月)まで

・配付方法

別途提示資料は、本質問回答書とは別にCD版で配布します。別途提示資料の配布を希望する事業者は、入札説明書(P.20「第5章 1(13)事務局」)記載の事務局に電話で事前予約を行い、受領の際は、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参してください。